

# 白河市子ども・子育て計画

白河市子ども・子育て支援事業計画

白河市次世代育成支援行動計画

平成27年3月

白 河 市



## はじめに

わが国では、少子化が急速に進行する中、核家族化の進展や女性の就労に伴う共働き世帯の増加、就労環境の多様化などに加え、地域住民のつながりの希薄化もあり、子どもや子育てに関する環境は大きく変化してきております。また、子育てに不安を抱える保護者が増加している一方、保育に対するニーズも年々増加してきております。



このような中、本市では、次世代を担う子どもや若者への積極的な支援を行うとともに、誰もが子育てしやすいまちづくりを推進するため、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に「次世代育成支援地域行動計画」を、平成22年には「次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定し、子どもたちが健やかに成長し、安心して子育てができる施策を盛り込みました。

今般、平成26年度までであった次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間延長されことに伴い、「次世代育成支援地域行動計画」を見直しするとともに、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度の「子ども・子育て支援事業計画」を一体化させた計画として「白河市子ども・子育て計画」を策定しました。

この計画を推進することにより、幼児教育や保育、子育て支援のさらなる充実を図り、すべての子どもが尊重され、健やかに成長できる子育て環境の整備を目指してまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「白河市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」、「パブリックコメント」などにご協力いただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成27年3月

白河市長 鈴木和夫



# — 目 次 —

<b>第1章 計画策定にあたって</b>	<b>1</b>
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の性格と位置付け	4
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制と策定の経緯	6
<b>第2章 子ども・子育てをとりまく現状</b>	<b>7</b>
1 人口と世帯の状況	7
2 家族や地域の状況	10
3 将来の子どもの人口	13
4 子育て関連施設・事業の状況	15
5 子ども・子育てに関する実態と意向（ニーズ調査結果から）	21
6 子ども・子育てに関する課題の整理	28
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>31</b>
1 子ども・子育てビジョン（基本理念）と基本目標	31
2 施策の体系	34
<b>第4章 基本施策</b>	<b>35</b>
1 ゆとりのなかで安心して子育てのできるまち	35
2 子どもを生き育てることに喜びを実感できるまち	45
3 安全で快適に子育てができるまち	48
4 子どもが心身ともに健やかで明るく育つまち	55
5 子どもたちの人権を尊重するまち	72

**第5章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと提供体制**----- **79**

1	子ども・子育て支援事業の推進	-----	79
2	教育・保育提供区域の設定	-----	81
3	子どもの数と家族類型の推計	-----	82
4	教育・保育給付	-----	86
5	地域子ども・子育て支援事業	-----	89
6	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	-----	102
7	計画の推進	-----	103

**資料** ----- **105**

1	白河市子ども・子育て会議条例	-----	105
2	子ども・子育て会議 委員名簿	-----	107
3	計画の策定経過	-----	108



---

# 第 1 章 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 計画策定の背景

わが国の少子化対策は、平成元年の1.57ショックを契機に取組が本格化してきましたが、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを踏まえ、国は、平成6年にエンゼルプラン、平成11年に新エンゼルプランを策定し、仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた対策を推進してきました。平成15年には、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、「次世代育成支援対策推進法」と、少子化に対処するための施策を総合的に推進するために「少子化対策基本法」が制定されました。しかし、その後も少子化の進行はなかなか歯止めがきかない状況で、平成17年に全国の合計特殊出生率が1.26と過去最低を記録したことから、少子化対策の抜本的な強化を図る子育て支援策の検討が進められてきました。

このような状況から、国は就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を開始するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を開始することとなりました。このため、本市では、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。一方で、平成17年度から26年度までの10年間の時限立法として成立した「次世代育成支援対策推進法」は、平成36年度まで法律の有効期間の延長を含めた一部改正が行われたため、より一層の推進が必要となったことから、「次世代育成支援行動計画」を策定いたします。

今後、少子化の進行は、社会の活力の低下や、社会保障をはじめとするわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであると懸念されています。子どもは次代を担う希望であることから、子どもが社会の一員として尊重され、社会全体で子育てを支援し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めていくことが重要です。

【国の政策動向】

年	政策の概要	
平成2年	平成元年 1.57 ショック	平成元年に全国の合計特殊出生率が 1.57 を記録した、いわゆる 1.57 ショックで、少子化問題が注目され、少子化対策が本格化する。
6年	エンゼルプラン (7～16年度)	初めての国定計画。これを機に、市町村で保育・子育て支援サービスの拡充が進む。市町村エンゼルプランの策定を促進
	緊急保育対策等5か年事業 (7～11年度)	保育サービスに数値目標を設定。5年間で延長保育実施箇所数3倍、地域子育て支援センター設置数8倍などの成果。
9年	母子保健事務の移譲	母子保健事務が都道府県から市町村へ移譲。市町村は母子保健計画(平成9～13年度)を策定。
10年	保育所入所方法の見直し	措置制度から契約制度へ。
11年	少子化対策推進基本方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備」など6項目を決定
	新エンゼルプラン (12～16年度)	「少子化対策推進基本方針」の重点施策の具体的実施計画。保育だけでなく、相談、教育など計20項目の数値目標を設定。一時保育実施箇所数8倍、ファミリー・サポート・センター設置数5倍などの成果
12年	健やか親子21 (平成13～26年度)	局長委嘱による「健やか親子21検討会」の報告書。市町村計画の策定を促す。「子育てに自信が持てない母親の割合の減少」など60項目強の数値目標
13年	待機児童ゼロ作戦 (14～16年度)	保育所受入児童数を平成14～16年度の3年間で15万人増が目標。15万人増は達成。待機児童数は16年度から減少に転じた。
14年	少子化対策プラスワン	総理指示を受けた厚生労働省の「提案」。「男性を含めた働き方の見直し」など労働部門を重視
15年	少子化社会対策基本法	少子化対策の理念を法定。内閣府への少子化社会対策会議の設置や、地方公共団体の少子化対策の策定・実施責務、事業主の雇用環境整備の努力責務も規定
	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援に関する10年間の時限立法。市町村や従業員300人以上の事業主に行動計画策定を義務化
16年	少子化社会対策大綱	少子化社会対策基本法に基づき閣議決定。4分野の重点課題に向けた28の行動を設定
17年	子ども・子育て応援プラン (17～21年度)	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる」など「目指す姿」を描き、「中学校区に1か所以上の子育て拠点施設」などの数値目標を設定
	出生率が過去最低	平成17年に全国の合計特殊出生率が1.26と過去最低を記録
18年	「新しい少子化対策について」	少子化社会対策会議決定。平成19年度から①3歳未満児の児童手当引上げ②こにちは赤ちゃん訪問事業の実施③育児休業給付率の引き上げ④放課後子ども教室、児童クラブの予算拡充(放課後子どもプラン)⑤事業所内託児施設設置への税制優遇措置などを実施
19年	認定こども園制度の開始	認定こども園は①幼稚園と同様の4時間程度の教育②保育に欠ける子に対する8時間程度の長時間保育③通園児に限定しない地域子育て支援事業の3項目が認定の要件。
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解決のために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として取り組む必要性を提起
	仕事と生活の調和憲章・行動指針	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10年間で週労働時間60時間以上の雇用者を半減」など14項目の数値目標を設定



年	政策の概要	
20年	新待機児童ゼロ作戦	「仕事と生活の調和行动指針」の数値目標のうち、10年後に①3歳未満児への保育サービスの提供割合を38%（現行20%）②小学1年～3年生の児童クラブの提供割合を60%（現行19%）という2つの目標を目指し施策展開
	5つの安心プラン	社会保障の機能強化のための緊急対策。閣議決定。5つの柱のうち1つを次世代育成支援とし、家庭的保育（保育ママ）の制度化のための児童福祉法等改正など、緊急対策を設定
22年	子ども・子育てビジョン	少子化社会対策大綱を改定したもので、目指すべき社会への政策として4つの柱、①子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会、②妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会、③多様なネットワークで子育て力のある地域社会、④男性も女性も仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランスの実現）と、12の主要施策を設定
24年	子ども・子育て関連3法の成立	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するもの。
25年	待機児童解消加速化プラン	待機児童の解消に向け、子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対する支援策を講じるもの。
	少子化危機突破のための緊急対策	①「子育て支援」②「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出すことにより、これらを『3本の矢』として推進するもの。
26年	次世代育成支援対策推進法、母子及び寡婦福祉法の改正	次世代育成支援対策推進法の有効期限の10年延長、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充を図るもの
	放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるためのもの。

## （2）計画策定の目的

子どもは常に社会の希望であり、未来を作る活力です。我が国が直面している子どもの減少は、本市においても大きな課題のひとつであります。

本計画は、本市の子ども・子育て施策および次世代育成支援対策全般について、今後5年間の具体的な方策をまとめるものです。

幼児教育や保育、子育て支援を充実させ、子どもが健やかに成長することができる環境を確保するとともに、安心して子どもを生み、育てることのできるまちづくりを目指して策定します。

特に幼児教育や保育、子育て支援に関しては、次に挙げる2つの目的を達成するものとします。

### ① 幼児教育、保育の充実

提供体制を定めると同時に、教育・保育の質の充実を図る体制を確保していきます。

### ② 子育て支援の充実

家庭、学校、地域、職域など社会全体のあらゆる分野の人々がともに、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、それぞれの役割を果たすことにより、すべての子どもが尊重され、健やかに成長できる子育て環境の整備をさらに進めます。

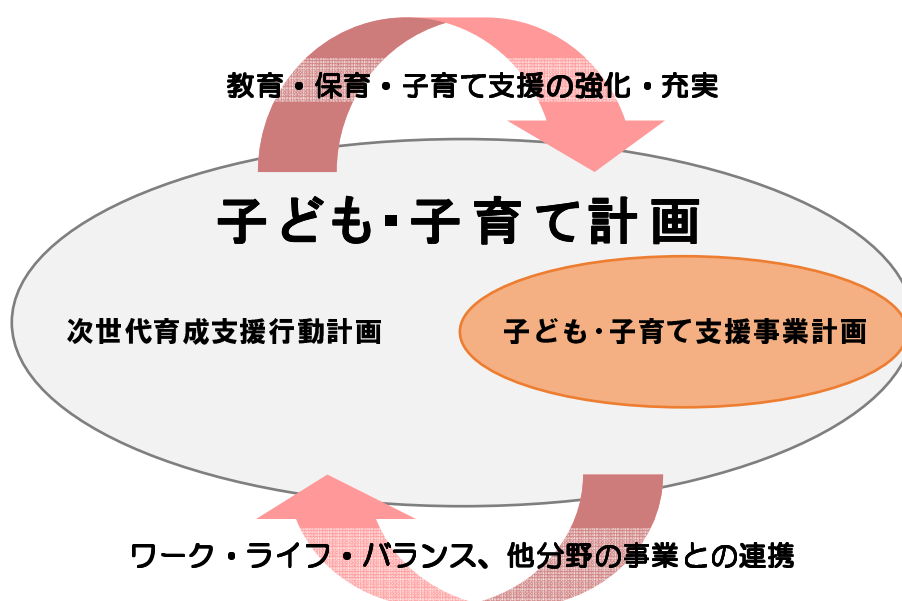
## 2 計画の性格と位置付け

### (1) 計画の性格

本計画は、子どもの成長や子育て家庭に対する支援の基本的方向性と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、住民をはじめ、保育園、幼稚園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子ども・子育て支援に取り組むための指針となるものであり、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画から成ります。

計画策定にあたっては、白河市第2次総合計画で、目指す将来の姿として掲げられた「1 安全・安心でやすらぎのあるまち」、「2 活気と魅力にあふれ、愛着と誇りを持てるまち」、「3 一人ひとりの絆とみんなの力で輝く未来をつくるまち」という3つの理念との整合性を持つものとして定めます。

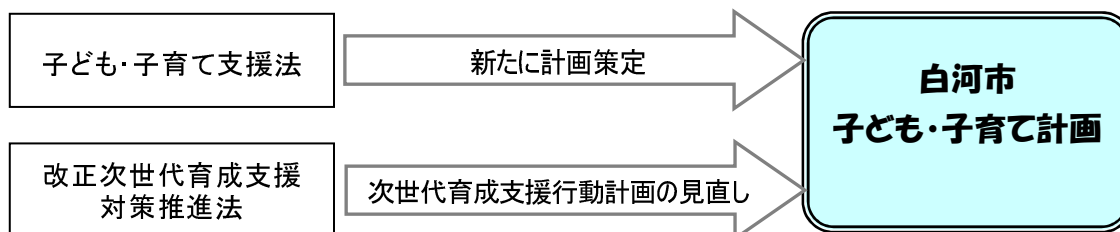
【計画の構成図】



## (2) 計画の法的位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項の規定に基づき、「次世代育成支援対策行動計画」に、「子ども・子育て支援法」第61条第1項の規定に基づく、「子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画となっています。

### ■本計画の法的根拠



### ■参考／子ども・子育て支援法

#### 「子ども・子育て支援法」第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

### ■参考／次世代育成支援対策推進法

#### 「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

## (3) 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から18歳未満までの子どもとその家庭とします。子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

### 3 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

#### 【計画期間】

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
次世代育成支援行動計画（後期計画）					次世代育成支援行動計画				
					子ども・子育て支援事業計画				

### 4 計画の策定体制と策定の経緯

本計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「白河市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。この会議は子どもの保護者や学識経験者、幼稚園・保育園、事業者等により構成されています。

また、国のモデル調査票を踏まえつつ、市の独自の設問を加えた「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）」を乳幼児から児童の保護者を対象に実施し、様々な意見を計画策定の基礎資料としています。

## 第2章 子ども・子育てをとりまく現状

### 1 人口と世帯の状況

#### (1) 総人口と総世帯の状況

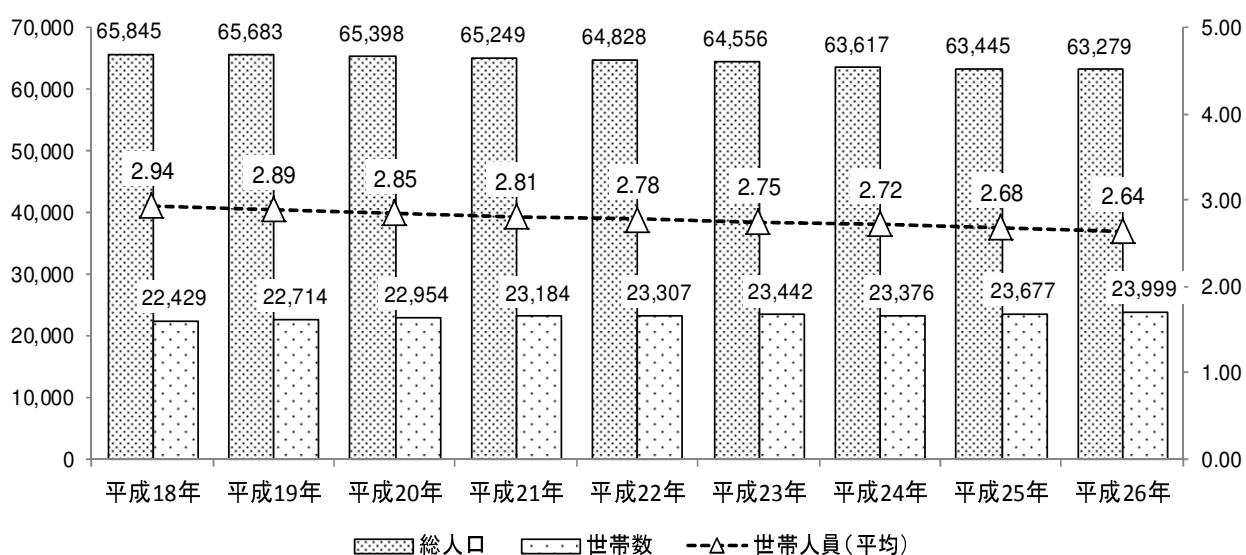
本市の人口は、平成26年4月1日現在、63,279人となっています。平成18年以降の総人口は、減少傾向が続いています。

世帯数は、平成26年4月1日現在、23,999世帯で、1世帯当たりの人口は2.64人となっています。1世帯当たりの人口も減少傾向が続き、世帯の少人数化が進んでいます。

【人口と世帯数の推移】

(単位：人・世帯)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	65,845	65,683	65,398	65,249	64,828	64,556	63,617	63,445	63,279
男性	32,438	32,341	32,256	32,259	32,046	31,908	31,489	31,343	31,334
女性	33,407	33,342	33,142	32,990	32,782	32,648	32,128	32,102	31,945
世帯数	22,429	22,714	22,954	23,184	23,307	23,442	23,376	23,677	23,999
世帯当たり人口	2.94	2.89	2.85	2.81	2.78	2.75	2.72	2.68	2.64



資料：住民基本台帳人口 各年4月1日

## (2) 世帯類型等の推移

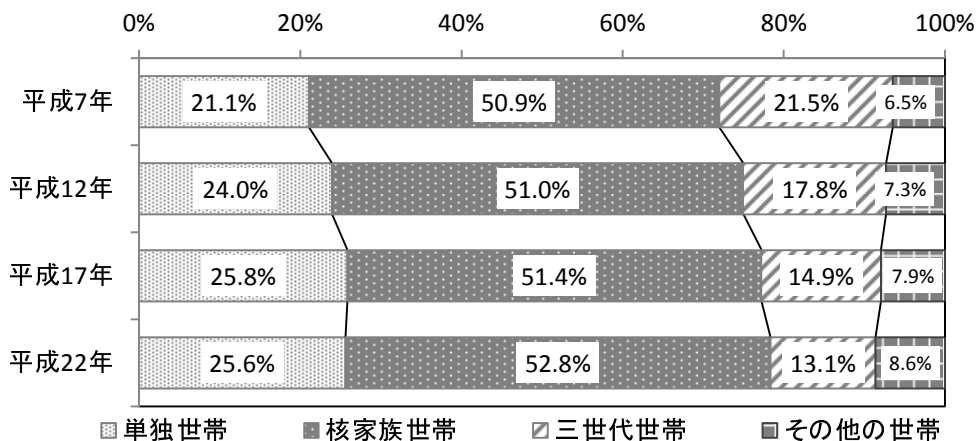
一般世帯の合計数は増加していますが、世帯類型別にみると単独世帯と核家族世帯が増加傾向にあります。一方で、三世帯世帯は減少しています。これらのことから1世帯当たりの人員数が減少しているとみられ、核家族化が進行していることがうかがえます。

また、18歳未満の児童のいる世帯、6歳未満の児童のいる世帯については、減少傾向が続いています。

【世帯類型の推移（各年10月1日現在）】

(単位：世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
単独世帯	4,126	5,091	5,760	5,808
核家族世帯	9,962	10,836	11,451	11,977
三世帯世帯	4,210	3,777	3,315	2,963
その他の世帯	1,262	1,548	1,766	1,949
合計（一般世帯数）	19,560	21,252	22,292	22,697



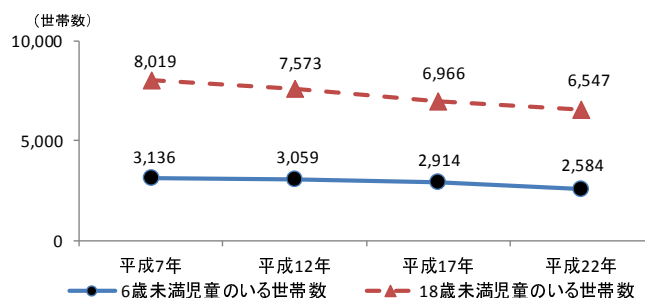
※三世帯世帯とは「夫婦、子どもと親から成る世帯」、「夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯」の合計

資料：国勢調査（一般世帯）

【6歳未満／18歳未満の児童のいる世帯数の推移】

(単位：世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
6歳未満児童のいる世帯数	3,136	3,059	2,914	2,584
18歳未満児童のいる世帯数	8,019	7,573	6,966	6,547



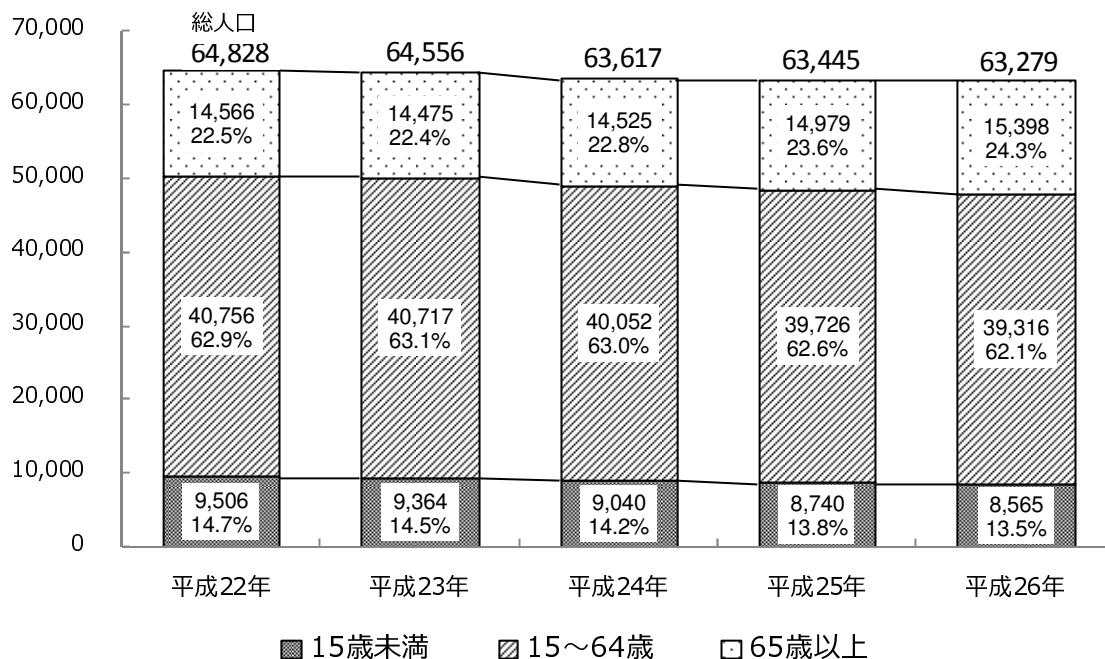
資料：国勢調査

### (3) 年齢3区分人口の推移

本市の人口構成の推移において各年齢構成別にみても、平成22年以降の5年間で年齢区分別の人口割合は、15歳未満人口と15～64歳人口の減少と65歳以上人口の増加が続いており、人口構成の高齢化が進んでいます。

【年齢3区分人口構成の推移】

(単位：人)



資料：住民基本台帳人口 各年4月1日

### (4) 人口動態

自然動態、社会動態ともに減少が続く、人口減が続いています。

【人口動態】

(単位：人)

区分	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成21年	539	574	△35	2,117	2,536	△419	△454
平成22年	567	593	△26	1,933	2,188	△255	△281
平成23年	555	707	△152	1,939	2,518	△579	△731
平成24年	492	646	△154	2,307	2,343	△36	△190
平成25年	475	625	△150	1,984	2,233	△249	△399

資料：住民基本台帳

※自然動態と社会動態

自然動態とは、一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きをいいます。

社会動態とは、一定期間における転入・転出に伴う人口の動きをいいます。

## 2 家族や地域の状況

### (1) 未婚率の推移

25歳から40歳の間配偶関係の状況を男女別未婚者数の推移で見ると、男女とも30歳代が増加傾向にあります。

未婚率は平成12年から平成22年を比較すると、男性の30～34歳の層が40.1%から44.8%、男性の35～39歳の層が25.1%から33.3%へと上昇し、女性の30～34歳の層が19.2%から25.5%、女性の35～39歳の層が9.2%から16.6%へと上昇するなど、男女とも晩婚化の傾向がみられます。

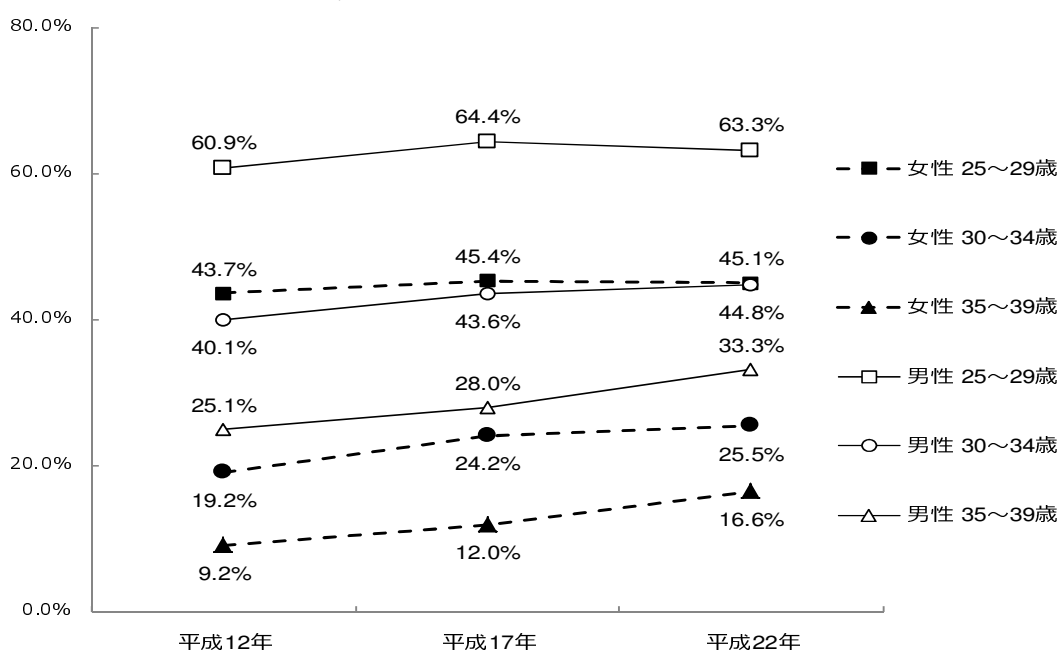
#### 【男女年齢層別未婚者数の推移】

(単位：人)

	女性			男性		
	25～29歳	30～34歳	35～39歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
平成12年(%)	43.7	19.2	9.2	60.9	40.1	25.1
平成17年(%)	45.4	24.2	12.0	64.4	43.6	28.0
平成22年(%)	45.1	25.5	16.6	63.3	44.8	33.3
未婚者数(平成12年)	937	378	187	1,378	794	538
未婚者数(平成17年)	900	509	226	1,426	1,018	566
未婚者数(平成22年)	794	509	334	1,196	972	759
人口(平成12年)	2,142	1,970	2,028	2,264	1,981	2,142
人口(平成17年)	1,984	2,101	1,879	2,214	2,337	2,021
人口(平成22年)	1,760	1,993	2,016	1,891	2,168	2,282

※未婚率：男女別各年齢層の人口総数に対する未婚者の割合  
資料：国勢調査（各年とも10月1日現在）

#### 【男女年齢層別未婚率の推移】



資料：国勢調査



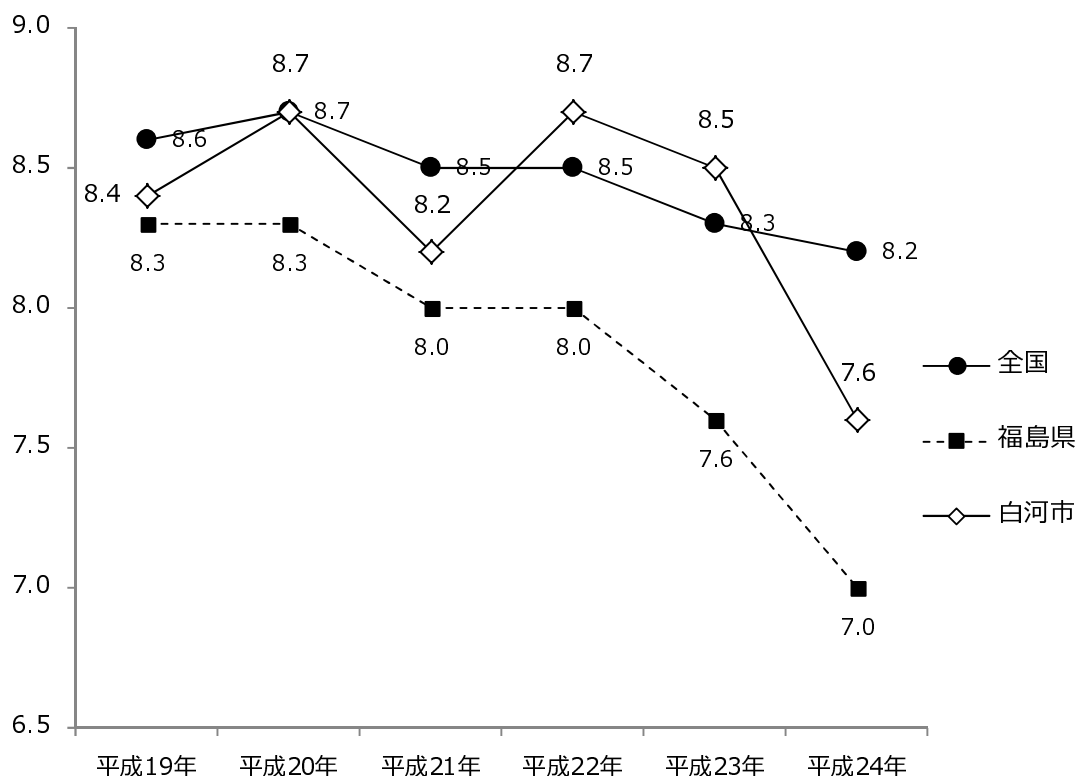
## (2) 出生率の推移

本市の出生率は平成19年から平成22年の間は大きく上下を繰り返していましたが、平成24年の出生率は大きく低下しました。福島県は平成19年以降全国及び白河市を下回る出生率で平成24年には総人口1,000人あたり7.0まで大きく低下しています。

【出生率の推移】

(単位：人／1,000人あたり)

※出生率＝出生数÷総人口×1,000人



資料：白河市＝総人口、出生数（住民基本台帳）  
 全国及び福島県＝人口動態総覧年次推移



### (3) 児童数の状況

小学校6年生以下(0～11歳)の児童の合計数は、平成26年4月1日現在6,573人です。このうち、就学前児童数は3,047人、小学生児童数は3,526人となっています。平成17年から平成26年までの小学生以下児童数は減少傾向にあり、平成26年までの10年間に合計人数は1,681人、率にして20.4%減少しています。

#### 【小学生以下の児童数の推移】

(単位：人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
就学前児童数	4,008	3,913	3,799	3,699	3,600	3,390	3,336	3,203	3,044	3,047
0歳児	596	576	586	557	552	507	575	522	458	518
1歳児	667	635	583	598	571	548	508	543	511	469
2歳児	669	676	627	575	589	570	549	500	531	518
3歳児	663	663	676	632	589	576	551	525	500	526
4歳児	702	660	668	677	627	573	580	535	513	503
5歳児	711	703	659	660	672	616	573	578	531	513
小学生児童数	4,246	4,255	4,220	4,163	4,111	4,043	3,923	3,744	3,622	3,526
1年生	715	699	707	646	649	650	613	558	574	532
2年生	715	721	698	706	648	652	652	605	557	572
3年生	712	717	723	690	704	644	648	635	598	557
4年生	686	698	718	718	685	697	646	639	634	594
5年生	731	689	692	713	716	681	686	631	635	640
6年生	687	731	682	690	709	719	678	676	624	631
小学生以下児童数合計	8,254	8,168	8,019	7,862	7,711	7,433	7,259	6,947	6,666	6,573

資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

### 3 将来の子どもの人口

本計画の主要指標の一つである将来推計人口は、平成24年及び平成25年の4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに、1歳階級ごとのセンサス変化率を算出して、今後も同様の傾向が続くものと想定して推計しています。

計画目標年（平成31年）の総人口は62,086人、そのうち0～5歳の就学前児童総数の占める割合は4.24%、6～11歳の小学生児童総数の割合は4.65%になると予測されます。

#### 【将来推計人口】

（単位：人、％）

	住民基本台帳人口					将来推計人口				
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	64,828	64,556	63,617	63,445	63,279	63,047	62,943	62,266	62,382	62,086
0～14歳	9,506	9,364	9,040	8,740	8,565	8,160	7,887	7,668	7,441	7,212
15～64歳	40,756	40,717	40,052	39,726	39,316	39,025	38,608	38,272	37,858	37,564
65歳以上	14,566	14,475	14,525	14,979	15,398	15,862	16,448	1,6583	17,083	17,310
0～5歳人口比率	5.23%	5.17%	5.03%	4.80%	4.82%	4.53%	4.44%	4.14%	4.24%	4.24%
6～11歳人口比率	6.24%	6.08%	5.89%	5.71%	5.57%	5.33%	5.09%	4.77%	4.87%	4.65%

各年の年齢別推計児童数は、下表のとおりと予測されます。計画目標年度（平成31年度）の就学前児童（0～5歳の層）の合計は2,632人、小学生児童数（6～11歳の層）の合計は2,885人と予測されます。

#### 【年齢別推計児童数】

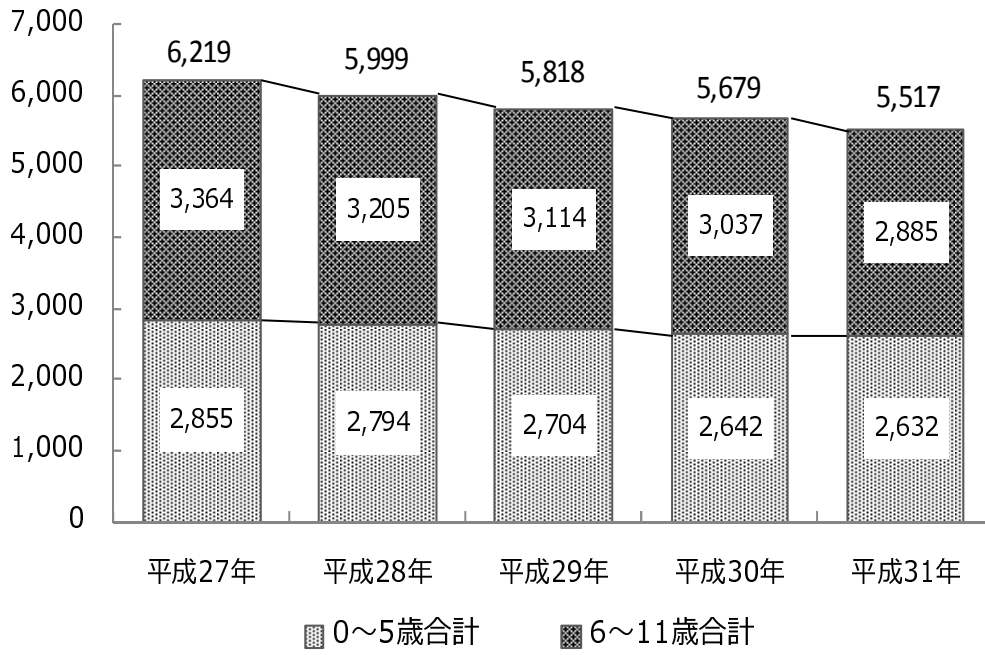
（単位：人）

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳児合計
推計人口	平成27年	461	451	438	499	520	486	2,855
	平成28年	460	450	441	438	488	517	2,794
	平成29年	460	449	440	441	429	485	2,704
	平成30年	456	449	439	440	432	426	2,642
	平成31年	449	445	439	439	431	429	2,632

児童年齢		6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳児合計
推計人口	平成27年	505	526	567	550	593	623	3,364
	平成28年	482	504	520	566	547	586	3,205
	平成29年	513	481	498	519	563	540	3,114
	平成30年	481	512	475	497	516	556	3,037
	平成31年	422	480	506	474	494	509	2,885

### 【将来の子ども人口】

(単位：人)



## 4 子育て関連施設・事業の状況

### (1) 保育園の状況

本市には、公立7園、私立6園の保育園があり、1,024人の定員を確保しています。

市内の保育園に入園している児童総数は、平成26年度が814人で、平成21年の694人から比較すると年々増加傾向にあります。

#### 【保育園の概況】

(平成26年4月現在 単位：人)

	施設名	所在地	定員
公立	さくら保育園	会津町 24-7	90
	ひまわり保育園	栄町 55	90
	わかば保育園	北中川原 8-1	150
	おもてごう保育園	表郷番沢字成金 142	50
	たいしん保育園	大信町屋字道目木 8	50
	ひがし保育園	東釜子字枇杷山 141	55
	関の森保育園（認可外）	旗宿町尻 105-1	40
私立	白河みのり保育園	新白河二丁目 162	89
	白河保育園	日向 2	60
	認定こども園ぼだい樹 こどもの園保育園	郭内 1-171	137
	認定こども園ぼだい樹 西こども園 西保育園	南登り町 15	84
	認定こども園そよかぜの森 丘の上保育園	立石山 10-14	60
	認定こども園さくらの木 さくらの園保育園	豊年 31	69
	保育園の定員合計		

#### 【保育園の入園児童数の推移】

(各年度4月1日現在 単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総数	694	757	772	823	819	814
0歳児	36	50	50	52	47	52
1歳児	144	156	158	183	174	170
2歳児	160	188	184	196	201	212
3歳児	112	130	143	121	133	130
4歳児	119	116	127	144	124	127
5歳児	123	117	110	127	140	123

### 【広域入所児童数の推移】

(各年度4月1日現在 単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
広域入所児童数	1	6	4	14	12	11

### 【保育園の実施状況】

(平成26年4月現在)

	施設名	年齢	保育時間	
			平日	土曜日
公立	さくら保育園	生後6か月～ 就学前	7:30～18:00	7:30～13:00
	ひまわり保育園		7:30～18:00	7:30～13:00
	わかば保育園		7:30～18:00	7:30～13:00 (満2歳未満)
				7:30～18:00 (満2歳以上)
	おもてごう保育園		7:30～18:45	7:30～18:00
	たいしん保育園	生後6か月～ 3歳未満	7:30～18:00	7:30～18:00
	ひがし保育園		7:30～18:00	7:30～18:00 (満1歳以上)
私立	白河みのり保育園	生後6か月～ 就学前	7:00～19:00 (満1歳以上)	8:30～12:30 (満2歳未満)
	白河保育園		7:45～17:45 (乳児)	7:15～18:00 (満2歳以上)
	認定こども園ぼだい樹 こどもの園保育園		7:00～19:00	7:00～19:00
	認定こども園ぼだい樹 西こども園 西保育園		7:00～18:30	7:00～18:30
	認定こども園そよかぜの森 丘の上保育園	生後6か月～ 3歳未満	7:00～19:00	7:00～18:00
	認定こども園さくらの木 さくらの園保育園	生後6か月～ 就学前	7:00～18:30	7:00～18:30
認可外	関の森保育園	2歳以上～ 就学前	7:30～18:00	7:30～13:00

## (2) 幼稚園の状況

本市には、公立8園、私立5園の幼稚園があります。

市内の幼稚園に通園している園児総数は減少傾向にあり、平成26年5月1日現在における市内の園児総数は、1,198人で、公立が615人、私立が583人となっています。

3年保育は全園が実施しており、私立幼稚園では満3歳児保育を実施しています。預かり保育も全園で実施しています。また、遠距離通園対策として公立3園と私立全園で通園バスを運行しています。

### 【幼稚園の概況】

(平成26年5月1日現在 単位：人)

施設名		所在地	定員
公立	大沼幼稚園	久田野豆柄久保2	80
	白坂幼稚園	白坂陣場317	80
	小田川幼稚園	泉田池ノ上239	80
	五箇幼稚園	田島明治32-6	80
	関辺幼稚園	関辺松並26	80
	表郷幼稚園	表郷金山字長者久保2-5	220
	ひがし幼稚園	東釜子字枇杷山28	240
	大信幼稚園	大信町屋字道目木12	160
私立	白河幼稚園	郭内1-130	190
	白河東幼稚園	豊年31	120
	西幼稚園	転坂96	200
	白河カトリック幼稚園	道場小路88	280
	丘の上幼稚園	立石山10-14	185

### 【幼稚園の園児数の推移】

(各年度5月1日現在 単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公立	726	689	673	645	607	615
私立	806	738	661	592	574	583
総数	1,532	1,427	1,334	1,237	1,181	1,198

### 【幼稚園の実施状況】

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

施設名	開園時間	対象児				預かり保育	バス送迎
		満3歳	年少	年中	年長		
公立	大沼幼稚園	8:30~14:00	—	○	○	○	—
	白坂幼稚園	8:30~14:00	—	○	○	○	—
	小田川幼稚園	8:30~14:00	—	○	○	○	—
	五箇幼稚園	8:30~14:00	—	○	○	○	—
	関辺幼稚園	8:30~14:00	—	○	○	○	—
	表郷幼稚園	8:30~14:00	—	○	○	○	○
	ひがし幼稚園	8:30~14:00	—	○	○	○	○
	大信幼稚園	8:30~14:00	—	○	○	○	○
私立	白河幼稚園 (水曜 8:30~11:00)	8:30~13:30	○	○	○	○	○
	白河東幼稚園 (水曜 8:30~11:00)	8:30~13:30	○	○	○	○	○
	西幼稚園 (水曜 8:30~11:00)	8:30~13:30	○	○	○	○	○
	白河カトリック幼稚園	8:30~14:00	○	○	○	○	○
	丘の上幼稚園	8:30~13:30	○	○	○	○	○



### (3) 小学校の状況

本市には、市立小学校が15校あります。平成26年5月1日現在の児童総数は3,574人となっています。

#### 【小学校の概況】

(平成26年5月1日現在 単位：人・クラス)

学校名	所在地	児童数	学級数
白河第一小学校	菖蒲沢 41 番地 1	383	15
白河第二小学校	日影 2 番地 8	632	24
白河第三小学校	寺小路 64 番地 2	550	22
白河第四小学校	久田野豆柄山 3 番地	184	9
白河第五小学校	白坂陣場 317 番地	131	7
小田川小学校	泉田池ノ上 239 番地	85	6
五箇小学校	田島 165 番地 2	87	6
関辺小学校	関辺松並 26 番地	161	7
みさか小学校	みさか二丁目 120 番地	392	17
表郷小学校	表郷金山字瀬戸原 108 番地	359	14
小野田小学校	東下野出島字髪内 195 番地	115	6
釜子小学校	東釜子字西ノ内 1 番地	231	12
信夫第一小学校	大信中新城字愛宕山 108 番地 1	141	7
信夫第二小学校	大信増見字中沢 10 番地	53	5
大屋小学校	大信下小屋字西宿 85 番地	70	6
合 計		3,574	163

#### (4) 放課後児童クラブの状況

本市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童を放課後及び長期休業に預かり、その健全育成を図るため放課後児童クラブを設置しています。平成26年5月1日現在、16か所の放課後児童クラブを運営し、612人の児童が利用しています。

なお、平成27年度から小学校6年生まで受け入れを拡大します。

##### 【放課後児童クラブの概況】

(平成26年5月1日現在 単位：人)

施設名	小学1年生	小学2年生	小学3年生	計
第一児童館チャイルド児童クラブ	25	25	18	68
第二児童館なかよし児童クラブ	24	32	27	83
みさか小学校児童クラブ	20	26	16	62
白河第三小学校児童クラブ	34	25	23	82
にこにこ児童クラブ	6	2	6	14
しらさか児童クラブ	3	7	8	18
おおぬま児童クラブ	13	24	13	50
関辺小学校児童クラブ	7	13	8	28
五箇小学校児童クラブ	4	7	8	19
こたがわ児童クラブ	7	4	7	18
表郷小学校児童クラブ	24	18	18	60
信夫第一小学校児童クラブ	14	11	11	36
信夫第二小学校児童クラブ	2	2	4	8
大屋小学校児童クラブ	1	7	3	11
かまこ小学校児童クラブ	16	8	11	35
小野田小学校児童クラブ	8	9	3	20
合 計	208	220	184	612

##### 【放課後児童クラブ利用児童数の推移】

(単位：人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	16	16	16	16	16
登録児童数	627	630	613	587	612

(各年度5月1日現在)

## 5 子ども・子育てに関する実態と意向（ニーズ調査結果から）

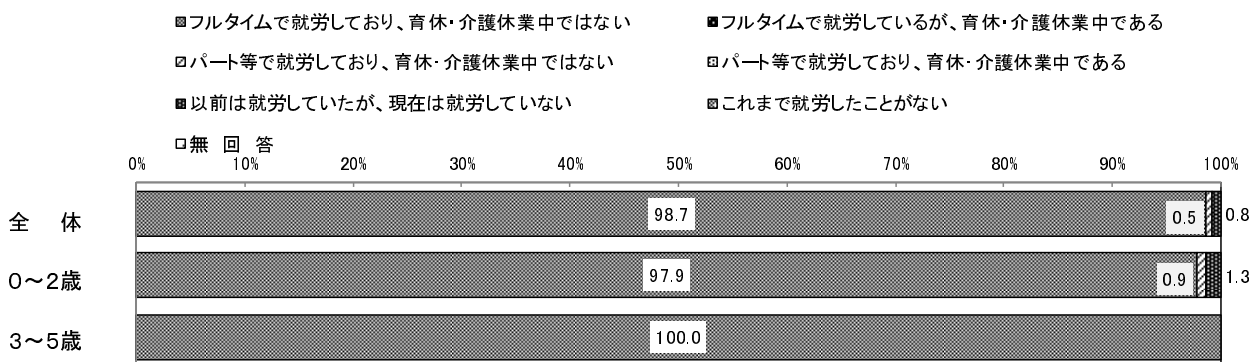
平成25年度に就学前及び小学校1～3年生の子どもの保護者を対象に、アンケート調査を実施し、子どもと子育てを取り巻く状況の把握と、保育等のサービスに係るニーズを把握して、計画策定の基礎資料としています。

### （1）保護者の就労状況

#### ① 未就学児保護者

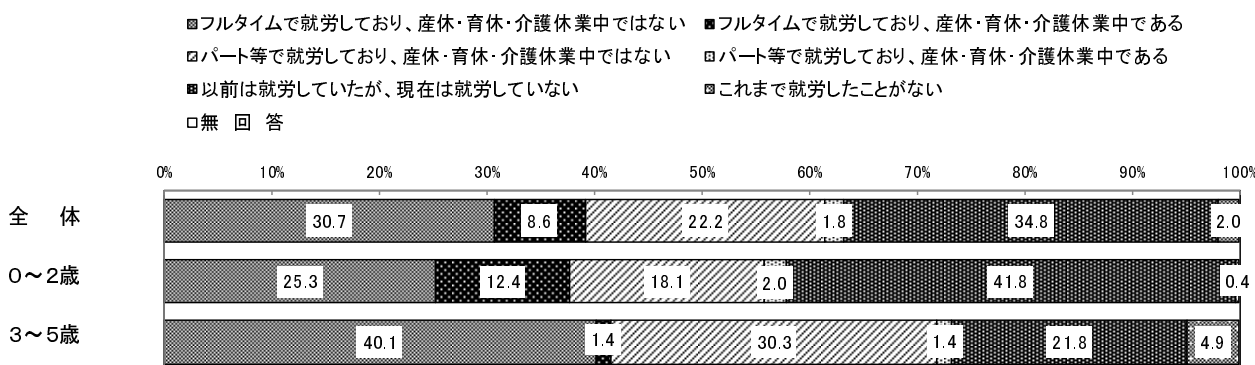
##### 《父親》

「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が98.7%とほとんどを占めています。



##### 《母親》

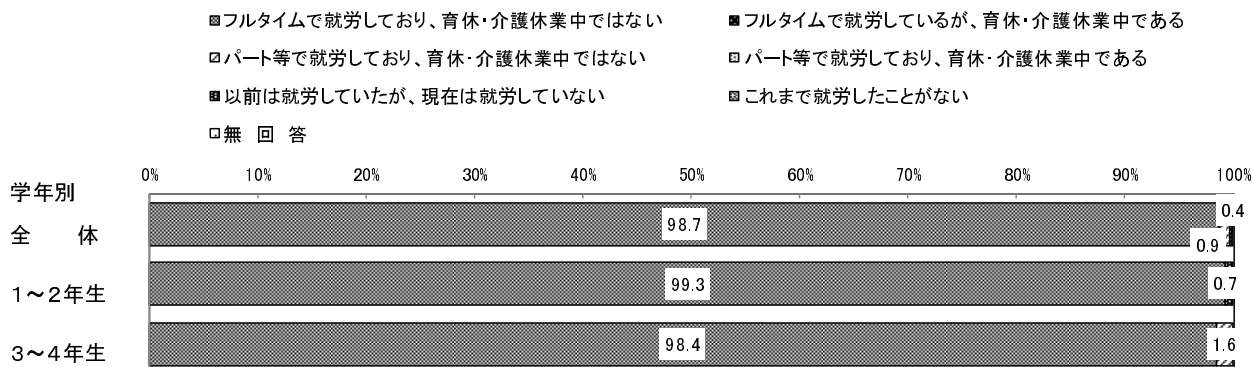
最も多いのは「以前は就労していたが、現在は就労していない」の34.8%で、ついで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(30.7%)、「パート等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(22.2%)と続いています。



## ② 小学生保護者

### 《父親》

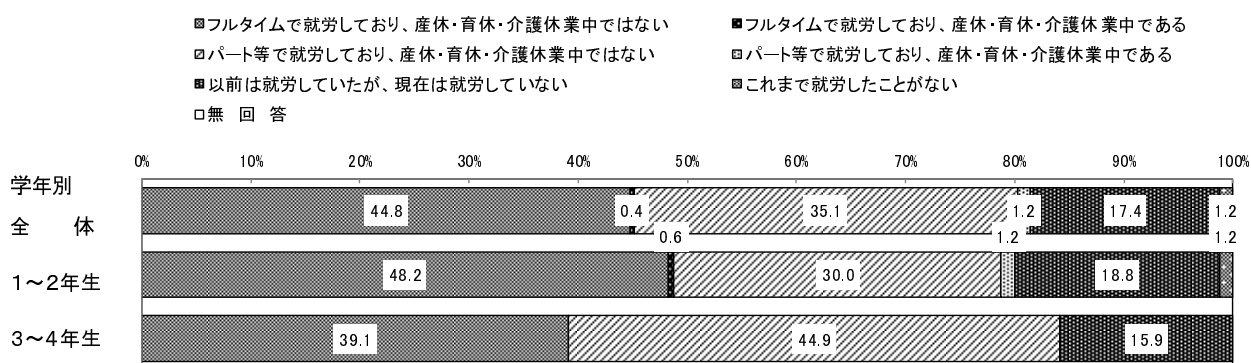
「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が98.7%とほとんどを占めています。



### 《母親》

全体では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の44.8%が最も多く、ついで「パート等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(35.1%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(17.4%)と続いています。

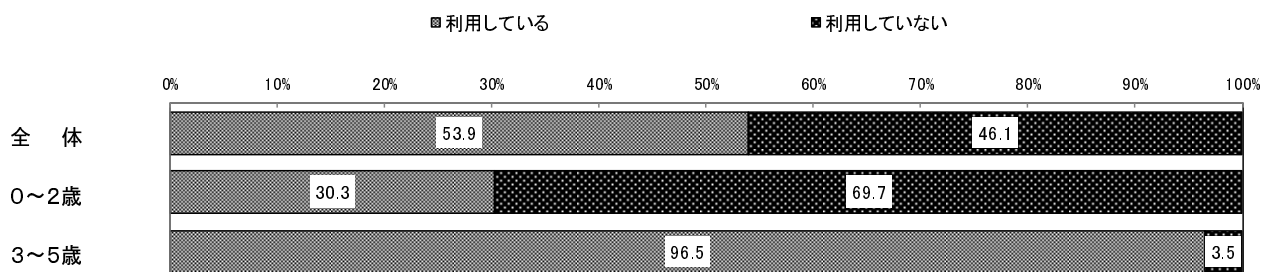
学年別にみると、1~2年生では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(48.2%)が比較的多く、3~4年生では「パート等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(44.9%)が多くなっています。



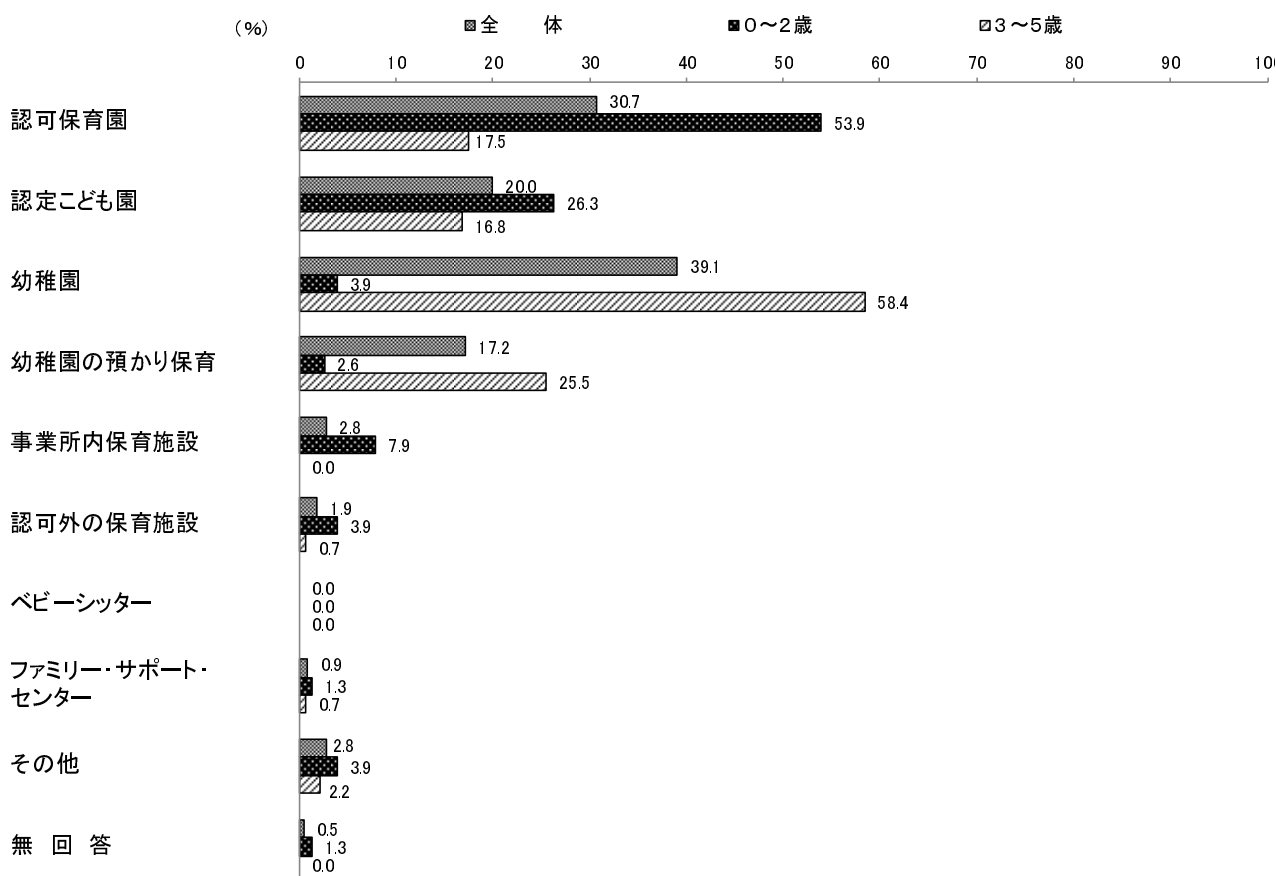
## (2) 定期的教育・保育事業の利用・希望

就学前児童では、定期的教育・保育事業を「利用している」が53.9%、「利用していない」が46.1%です。

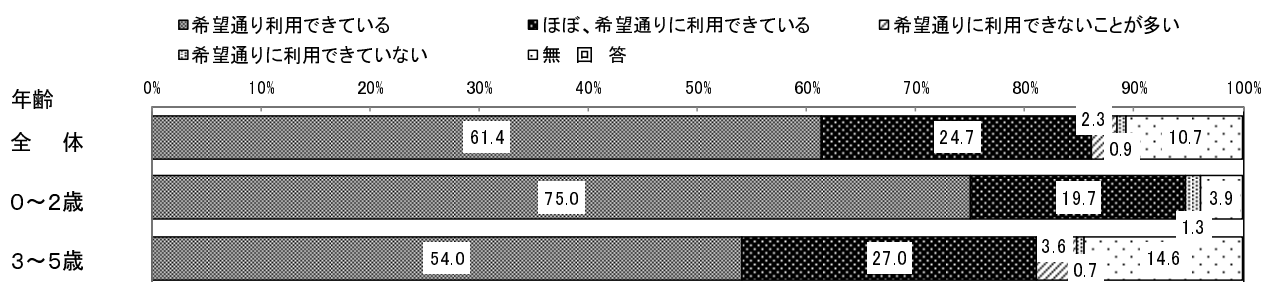
年齢別にみると、0～2歳では「利用していない」が69.7%と多く、3～5歳では「利用している」が96.5%とほとんどを占めています。



利用者の利用先は「幼稚園」が39.1%と最も多く、ついで「認可保育園」(30.7%)、「認定こども園」(20.0%)、「幼稚園の預かり保育」(17.2%)等と続いています。

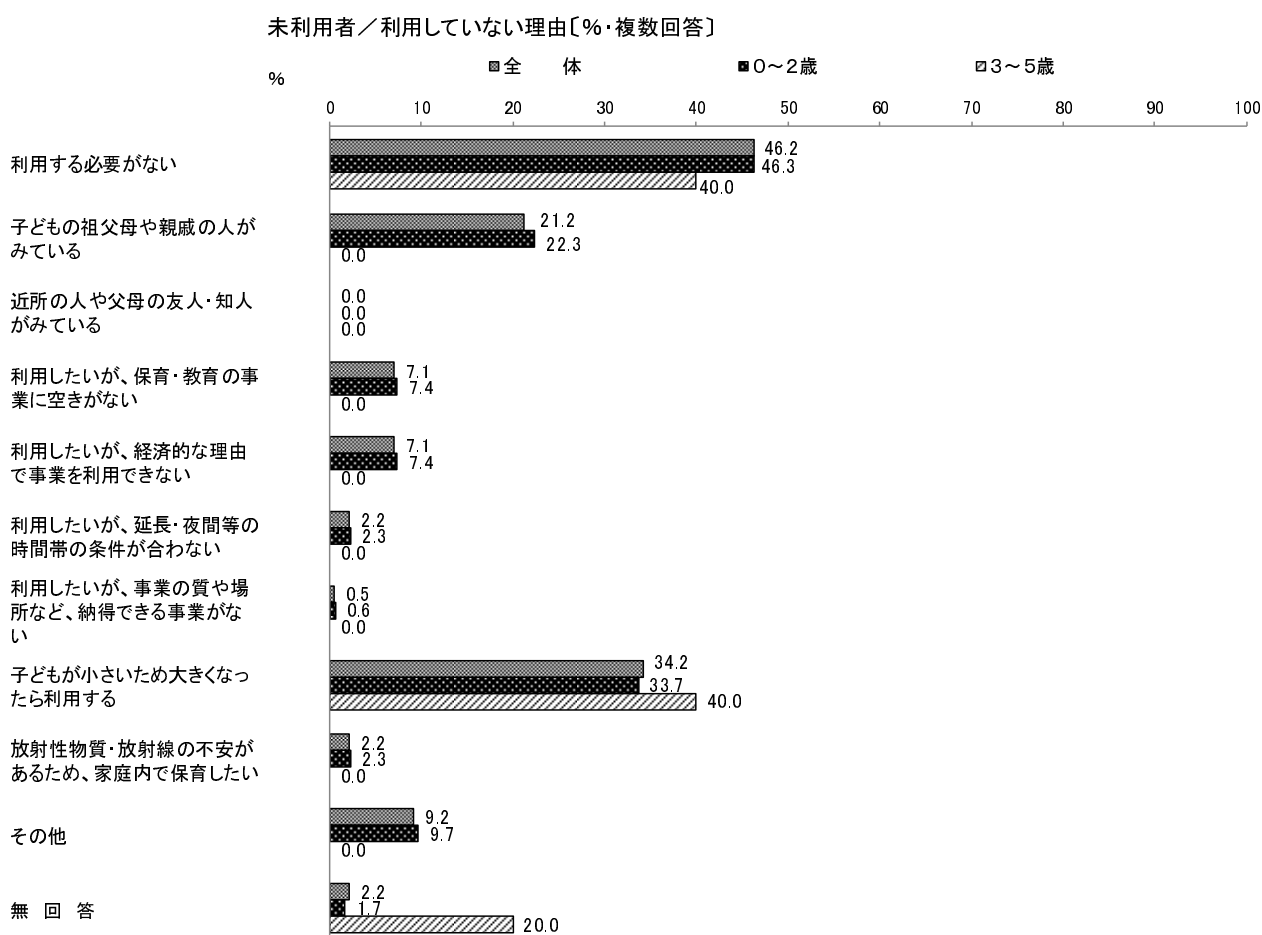


現在、利用している幼稚園・保育所事業を「希望通り利用できている」(61.4%)と「ほぼ、希望通りに利用できている」(24.7%)が合わせて86.1%であり、利用できていないと考えている保護者は3%あまりです。



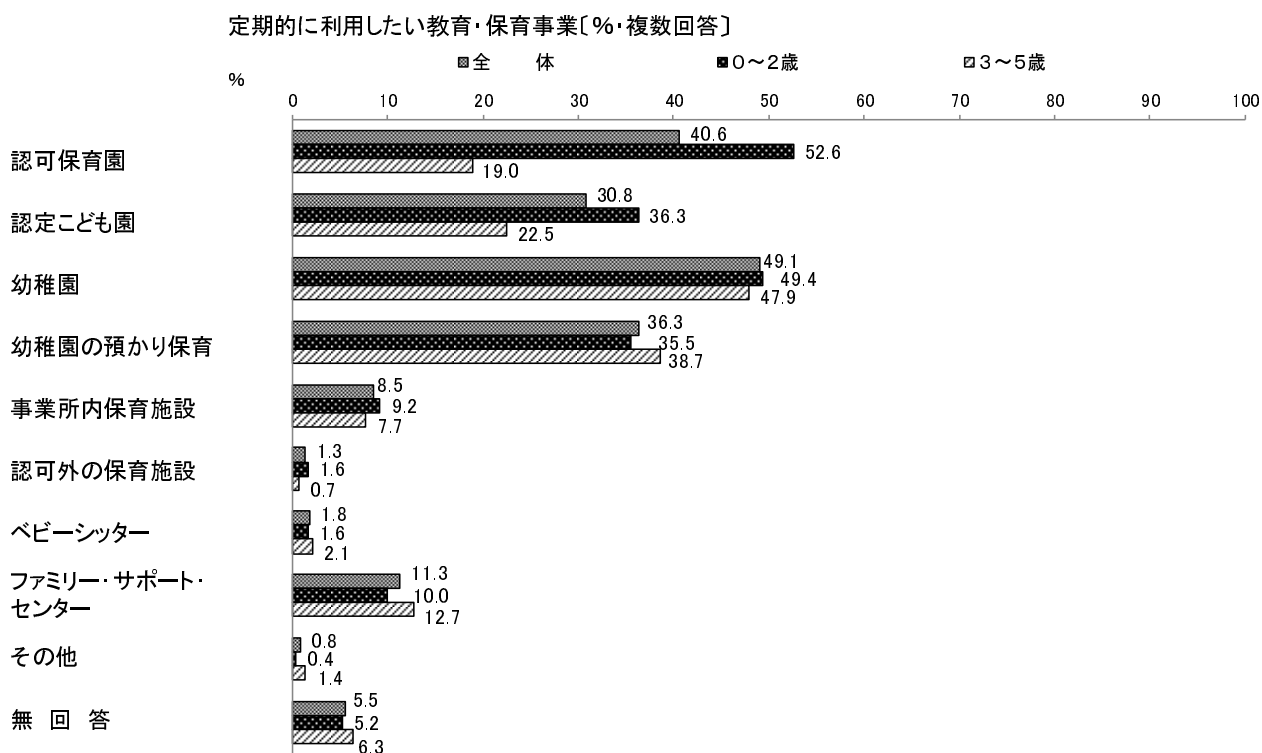
現在利用していない理由は「利用する必要がない」が46.2%と最も多く、ついで「子どもが小さいため大きくなったら利用する」(34.2%)、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」(21.2%)が多く理由となっています。

「子どもが小さいため大きくなったら利用する」と回答した人で、利用し始めたい時期の子どもの年齢の平均は2.5歳となっています。



平日の幼稚園・保育所事業として、「定期的に」利用したい事業は、「幼稚園」が49.1%と最も多く、ついで「認可保育園」（40.6%）、「幼稚園の預かり保育」（36.3%）、「認定こども園」（30.8%）、「ファミリー・サポート・センター」（11.3%）となっています。

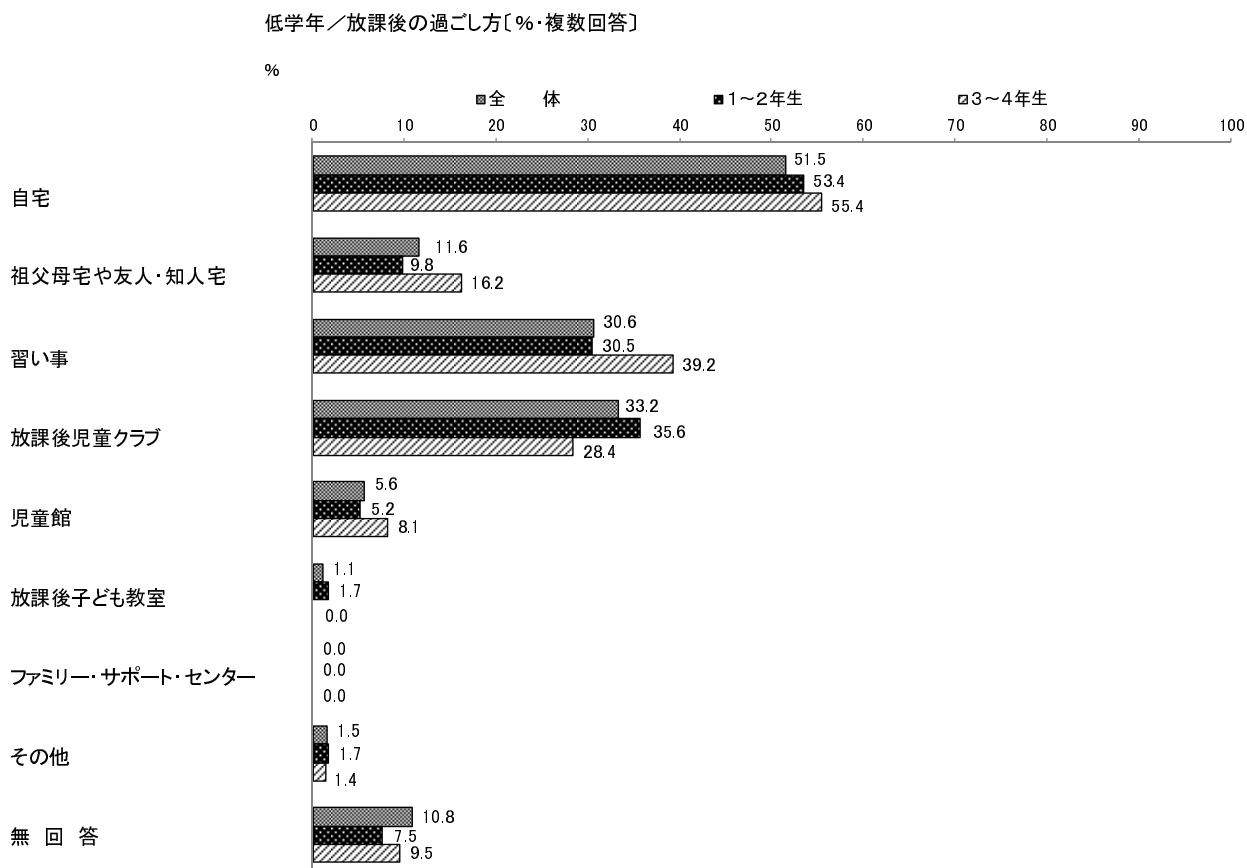
年齢別にみると、0～2歳で「認可保育園」（52.6%）、「幼稚園」（49.4%）が比較的多くなっています。



### (3) 放課後の過ごし方

小学校低学年の放課後の過ごし方として、「自宅」の51.5%が最も多く、ついで「放課後児童クラブ」(33.2%)、「習い事」(30.6%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(11.6%)、「児童館」(5.6%)となっています。学年別にみると、3～4年生では、「習い事」が39.2%と比較的多くなっています。

週当たりの日数の平均は「自宅」が4.4日、「祖父母宅や友人・知人宅」が2.9日、「習い事」が2.2日、「放課後児童クラブ」が4.4日となっています。





#### (4) 育児への不安や悩み

平成16年、21年の子育てに関するアンケート調査において、子育てに対する不安に「あてはまる」と回答した人が多く、大部分の人が何らかの不安を抱えていることが推測されていました。

平成26年の子ども・子育て調査では、これまでと同一の質問文ではないため単純な比較はできないことから、参考としてみると、「育児やしつけの方法がわからない」「子どもとの接し方に自信が持てない」ではあてはまらないという回答のほうが多くなっています。また、「現在は子育てをどのように感じていますか」という質問では喜びや楽しみが大きいという回答が多くなっています。

#### 【子育てに対して不安に思うか（不安や悩みがあったか）】

(単位：%)

	未就学児の保護者					小学生の保護者				
	平成16年	平成21年	平成26年			平成16年	平成21年	平成26年		
	子育てへの不安	子育てへの不安	育児やしつけの不安	子どもとの接し方への不安	子育てへの負担感	子育てへの不安	子育てへの不安	育児やしつけの不安	子どもとの接し方への不安	子育てへの負担感
A	18.5	17.0	2.3	2.0	0.8	21.0	22.3	2.6	1.1	1.5
B	44.8	59.7	15.3	11.3	8.5	52.4	49.2	8.6	9.3	10.8
C	*	*	31.8	17.8	*	*	*	26.9	16.4	*
D	6.5	24.7	32.1	38.3	46.9	20.3	22.8	39.2	40.7	44.4
E	2.0	5.7	17.8	29.6	41.9	3.6	4.4	21.3	31.0	41.4
無回答	18.1	1.9	0.8	1.1	2.0	2.8	1.2	1.5	1.5	1.9

(\*:当該選択肢なし)

資料：子育てに関するアンケート調査（平成21年2月・平成16年2月） 子ども・子育て調査（平成26年2月）

	平成16・21年	平成26年		
	子育てに対して不安に思う	育児やしつけの方法がよくわからない	子どもとの接し方に自信が持てない	現在は子育てをどのように感じていますか
A	よくあてはまる	大いに思う	大いに思う	とても不安や負担を感じる
B	まあまああてはまる	どちらかというと思う	どちらかというと思う	どちらかというと、不安や負担が大きい
C	(当該選択肢なし)	どちらともいえない	どちらともいえない	(当該選択肢なし)
D	あまりあてはまらない	あまり思わない	あまり思わない	どちらかという、喜びや楽しみが大きい
E	全くあてはまらない	ほとんど思わない	ほとんど思わない	喜びや楽しみが大きい

## 6 子ども・子育てに関する課題の整理

計画の策定にあたり、ここまでに挙げた各種データから読み取れる、子育てに関する課題について次のとおり整理をしました。

### (1) 少子化・核家族化の影響

本市の人口は、平成18年4月1日現在65,845人、平成26年の人口は63,279人と減少傾向です。世帯数は、平成18年4月1日現在22,429世帯、平成26年の世帯は23,999世帯で増加傾向ですが、世帯類型別にみると単独世帯と核家族世帯が増えるのに伴い、三世帯世帯は減少しており（一世帯当たりの人口は2.64人）、世帯の少人数化が進んでいます。

少子化・核家族化の進行により、子ども同士やその家庭が身近に触れ合える場や機会が減少し、子育てに対する不安の増大、子どもの成長への影響が懸念されています。親子や子ども同士が触れ合える場・機会を地域に作っていくことが課題です。

### (2) 子育て家庭の仕事と家庭生活の変化

子育て家庭の就労状況が変化し、子どもが低年齢児の頃から共働き世帯の割合が高まっています。ニーズ調査によると、未就学児の母親の30.7%がフルタイムで就業、22.2%がパート等で就業しており、半数以上（52.9%）が何らかの職に就いています（子どもが0～2歳児であっても、43.4%が就労）。このように、子どもが低年齢期から職に就く割合が高まっていることから、教育ニーズと保育ニーズの差異を解消し、子どもが低年齢であっても求められる「保育の必要性」に対応するための、教育・保育提供体制づくりに継続して取り組んでいくことが必要です。

### (3) 成長過程に沿った多様な教育・保育サービスの充実の必要性

子どもが0歳から2歳の母親のうち産休中という回答も14.4%おり、今後職に戻るための活動や準備が必要となっています。このようなことから、幼児期における教育・保育サービスの提供と学童期における保育サービス提供による就労しやすい環境づくりが主な施策として必要であるとともに、子育て家庭の状況や就労意向の変化など多様なニーズへの対応も求められています。

一方で、子育て環境の向上には、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発による労働者、事業主等の意識の醸成を図るとともに、乳幼児期の事業利用の啓発を行い、市民に対して幅広い選択肢を提供して行くことが必要と考えられます。

#### (4) 子育てを応援する環境や地域ネットワークを求める声

ニーズ調査では、「育児やしつけの方法がわからない」、「子どもとの接し方に自信が持てない」と、育児への不安や悩みを感じている人が、少なからずいることが明らかになっています。

近年、核家族化や少子化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、子育てをする親の不安や負担感が大きくなっており、子育ての孤立などの問題が指摘されています。そのため、相談や情報提供の支援や安心して子育てできる環境づくりが求められます。関係機関や地域とのネットワークを強化し、様々な面でサポートする取組を広げていく必要があります。

#### (5) 地域安全に対する不安が増大

社会情勢が複雑になり、子どもが被害にあう事件・事故が増えている状況から、ニーズ調査では、小学生保護者では「子ども等の安全の確保」が多く回答されています。地域ぐるみで子どもの安全を守る取組が求められています。

#### (6) 原子力災害による子どもへの健康不安が増大

子育ての悩みとして「放射能物質・放射線の影響」に関する回答が多く回答されており、次いで「子どもの健全育成」と「放射性物質・放射線対策」という回答が続きます。このような意見を踏まえ、安心して子どもが遊べる場や機会を拡充していくことが求められます。

#### (7) 子どもの人権を守る取組が必要

子育てに慣れてない親たちの態度が子どもの成長に影響を与えている可能性があります。親からの一方的な価値観の押しつけから生じる、児童虐待も社会問題化しています。子どもの心身のすこやかな成長と安全を保障し、子どもがいきいきと明るく元気に育つまちであるためには、いじめや虐待等で被害を受けた子どもの支援、障がい児施策など、支援が必要な子どもに対してきめ細かに対応することが重要です。



---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1 子ども・子育てビジョン（基本理念）と基本目標

本市の子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭・地域・企業において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感できるように配慮して推進します。

第2次総合計画では、健康・福祉・医療分野の基本目標としては「いきいきと健やかで明るい笑顔があふれるまち」として、安心して子どもを産み、育てやすい環境作りを推進しています。また、教育・生涯学習分野の基本目標としては「心豊かに学び・ともに触れあい・生きる喜びを実感できるまち」とし、地域が一丸となって、子どもが互いに安心して学ぶことができる教育環境作りをめざしています。

これらのことを踏まえ、市民との協働による子ども・子育て支援が推進されるよう、本計画の基本理念を次の通り掲げます。

#### ■基本理念

**「みんなで育てよう、次代を担う白河っ子」**

本市の子ども・子育て支援対策の推進にあたっては、上記の基本理念を基調として、次の5つの基本目標を掲げます。

## ■基本目標

### 1 ゆとりのなかで安心して子育てのできるまち

子育て支援サービスや保育サービスの充実、相談や情報提供を含めた子育て支援ネットワークの構築、子どもの居場所づくりやさまざまな交流プラン・交流スペースづくり、経済的支援の充実を図り、ゆとりを持って安心して地域で子育てできる環境づくりを支援します。

### 2 子どもを生み育てることに喜びを実感できるまち

男女の多様な働き方の実現、家庭よりも仕事を優先する働き方の見直し等をはじめ、仕事と子育ての両立が可能になる雇用環境の整備を促進します。

また、次世代の親の育成の観点から、子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発の推進を図ります。

### 3 安全で快適に子育てができるまち

安全で快適な子育てを支援するため、良好な居住環境の整備促進、安全で安心できる道路など公共施設等の整備・充実を図ります。

また、子どもを交通事故、犯罪等の被害から守るための活動の推進を図ります。

### 4 子どもが心身ともに健やかで明るく育つまち

乳幼児健診や妊産婦に対する相談支援の充実、地域医療の充実や不妊に対する相談支援を行います。

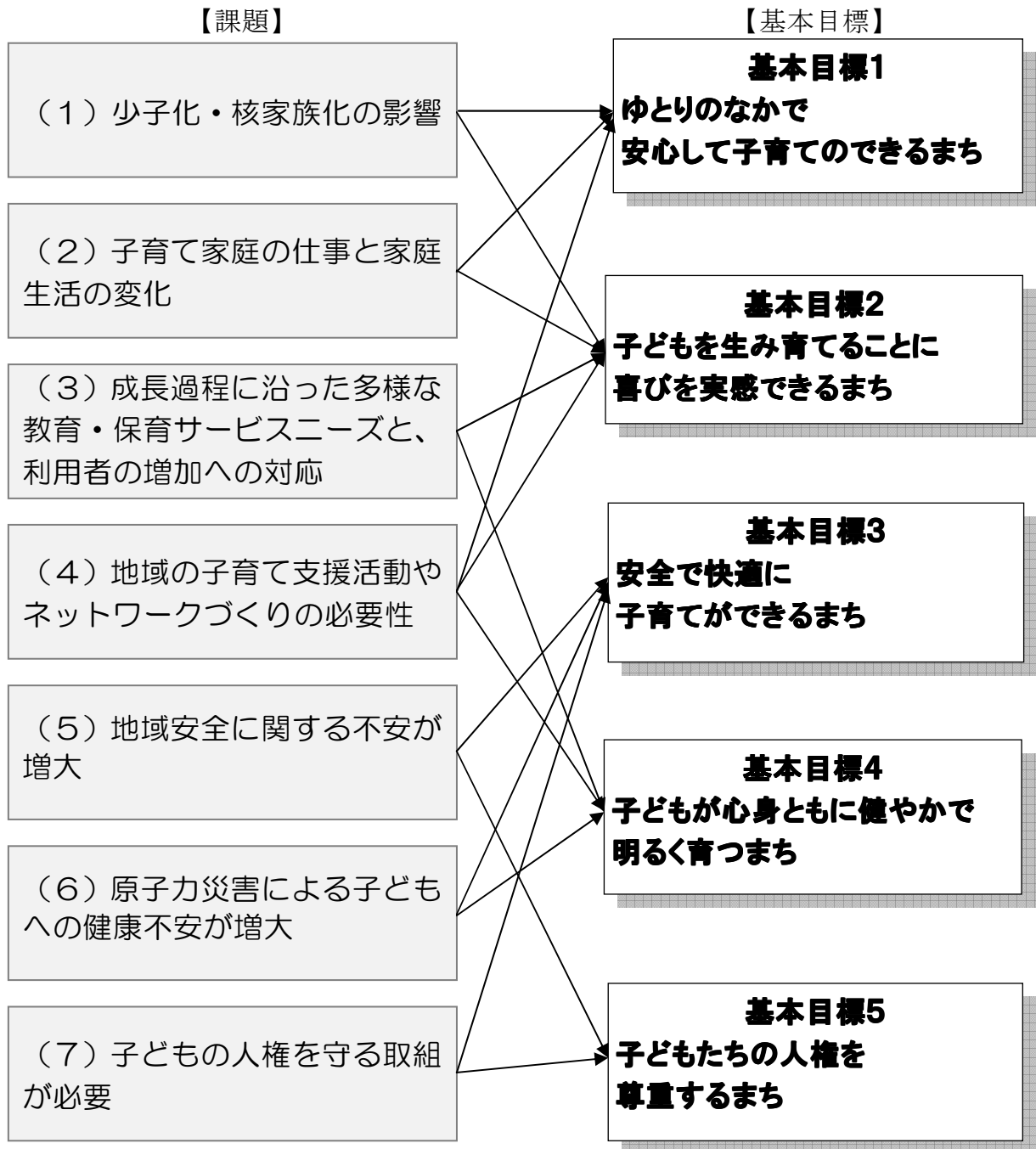
また、確かな学力の向上や豊かな心の育成、健やかな体の育成や幼児教育の充実など、生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備や家庭や地域での教育力の向上に向けた取組を行うとともに、食育や、性の知識の普及など思春期対策等の推進を図ります。

### 5 子どもたちの人権を尊重するまち

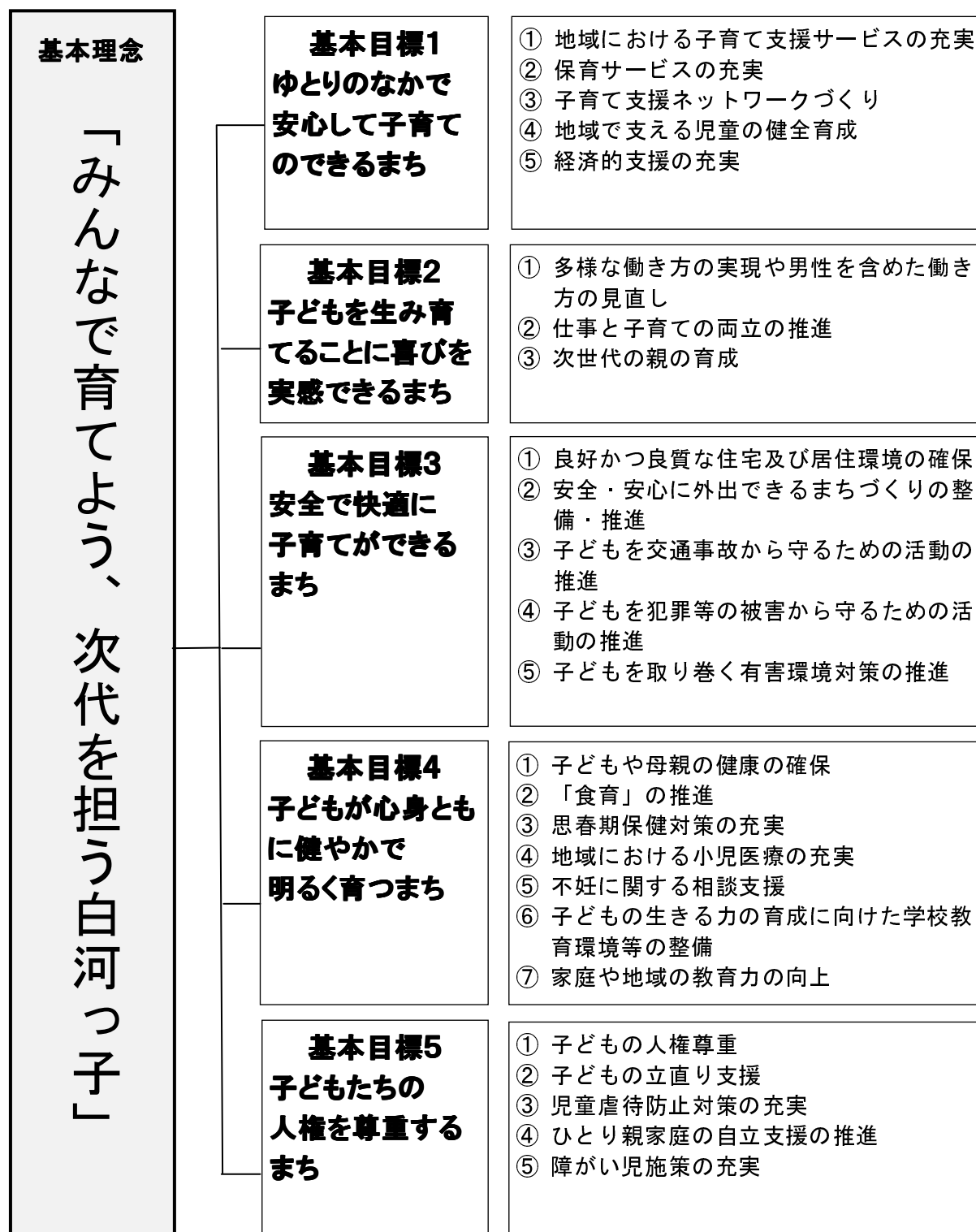
いじめ等で被害を受けた子どもの支援、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援の推進、障がい児施策の充実など要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進を図ります。

## ■基本目標と課題の関係性

基本目標は、基本理念と、子ども・子育てに関して整理した課題から導かれました。子どもと子育て家庭を取り巻く課題は、様々な分野にかかわっており、総合的な視点で取り組んでいくことが重要です。



## 2 施策の体系





## 第4章 基本施策

### 1 ゆとりのなかで安心して子育てのできるまち

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

##### 《現状と課題》

地域における児童生徒の減少による、遊びを通じての仲間同士の交流機会の減少は、児童生徒の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。このため、地域において児童生徒が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの推進が必要です。

地域住民の連帯意識の希薄化や核家族化の進行等により、母親の子育てについての知識や子育て経験者からのアドバイス機会が不足し、子育てに関する心理的負担や不安感を持つ人が増えていることが指摘されています。

このため、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における子育て支援サービスを充実していくことが重要であり、行政のみならず、NPO、子育てサークル等の市民の自主的な組織、シニア世代や子育て経験者、民間事業者等による地域におけるさまざまな子育て支援サービスが展開されることが期待されています。

また、本市では、多様な保育ニーズに応じたサービス展開に努めていますが、今後も保育ニーズを踏まえながら、各種サービスの充実を図っていくことが求められます。

##### 《基本施策》

小学生のための放課後児童対策の推進をはじめとする居場所づくり、乳幼児を抱える専業主婦家庭も含めたすべての子育て家庭への支援体制の充実、また、次代を担う子どもたちが、地域の中で、健やかに育つことができるよう、ファミリー・サポート・センター事業や養育支援訪問事業など地域における子育て支援の充実を図ります。

##### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
ファミリー・サポート・センター事業	平成24年度から開始し利用件数及び会員が年々増加している中で、「まかせて会員」の数が少ないため、今後も会員確保に努めます。	継続	こども課

項目	内容	区分	担当課等
養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業実施後、引き続き養育支援が必要な家庭を訪問し、相談、助言、指導を行います。	継続	健康増進課
放課後児童健全育成事業	市内すべての小学校区で実施している放課後児童クラブの保育環境の整備に努めます。また、対象年齢の拡大に伴い、受け入れ施設の改修を検討します。	拡充	こども課
休日保育事業	本市においては、特定の保育園が特定の児童を対象として休日保育の事業を展開するほどの需要は見込めません。そのため、休日の保育需要に対しては、ファミリー・サポート・センター事業等の実施による代替の検討を行います。	代替事業 で対応	こども課
病後児保育（施設型）	病気や病気の回復期などにあり就労などにより保育の必要がある児童を施設で預かる事業です。本市においては、事業実施に向け、病院等に同事業の併設を盛り込むよう今後も働きかけを行います。	継続	民間事業者
一時預かり事業	本市では、現在公立1園私立3園の保育園で一時預かり保育事業を実施しています。今後は、通常保育の児童と同様の保育時間の実現、土曜日も平日と同様の保育時間での事業実施により、保護者の緊急な保育の要望に対応できるように努めます。 また、保護者の利便性を図るため、ファミリー・サポート・センター及び地域子育て支援拠点事業（おひさま広場）でも保護者の私用等の理由により、短時間の一時預かりを行います。	拡充	こども課
幼稚園預かり保育	本市では、公立8園、私立5園の全ての幼稚園で、保護者の希望に応じて通常の保育時間外に、子どもを引き続き預かる「預かり保育事業」を実施しています。核家族化や夫婦共働き家庭の増加などを考慮し、今後も預かり保育内容の充実を図ります。	継続	こども課

項目	内容	区分	担当課等
つどいの広場事業	子育て中の親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、交流を深めたり、育児相談や育児に関する知識を深めたりすることのできる機会を身近な地域で確保するため、「つどいの広場事業」を継続して実施いたします。	継続	こども課 民間事業者
地域子育て支援センター事業	現在、市内では1箇所で開催しており、事業実施日には多数の親子が参加しています。今後は、情報提供体制の強化に努めるとともに、利用者が利用しやすい環境整備に努めます。	継続	こども課
子育て支援・地域活動事業	市内の認可保育園12園は、毎月1、2回、保育園を開放し、未就園親子を中心に触れあい遊びや育児相談を行います。	継続	こども課
家庭児童相談事業	家庭児童相談室では、0歳から18歳までの児童を対象に知能、性格、言語、心身障がい、家庭環境など、子どもを取り巻くいろいろな課題についての相談に応じます。	継続	こども課
ホームスタート事業	未就学児の子どもがいる世帯を対象に、地域の子育て経験者（ホームビジター）が家庭を訪問し、傾聴と育児や家事を協働して行うことにより、ネグレクト（育児放棄）等の虐待防止及び早期発見並びに親の地域社会との関わりを手助けすることにより、孤立防止など要保護児童対策を図ります。	新規	こども課
白河っ子応援事業	保育園・幼稚園の4歳児を対象に相談会を開催するとともに、「子育てコンシェルジュ」の設置や情報を発信するためのスマートフォン向けアプリの提供など、総合的な子育て支援を図ります。	新規	こども課

## (2) 保育サービスの充実

### 《現状と課題》

本市の保育園については、公立保育園7園と私立6園の体制となっています。保育内容については、国が示す保育指針が、平成21年4月に改訂されました。これは、保護者の子育て不安の増大や養育力の低下などを背景に、「質の高い養護や教育の機能」など保育園に期待される役割が深化・拡大していることを受けたものです。各保育園では、この新しい保育所保育指針に基づき、保育内容の充実を図っていくことが求められます。

一方、利用者においては、女性の社会参加の進展や就労形態の多様化等により、保育に対する要望が高まっていることから保育サービスの充実を図ることが必要です。

### 《基本施策》

子どもの幸せを第一義に考え、利用者の生活実態や多様化するニーズを踏まえて一層の保育サービスの充実を図ります。

### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
通常保育事業	保育指針に基づく適切な保育を提供し、子どもが成長できる環境づくりに努めるなど、一層の保育内容の充実を図ります。	継続	こども課 民間事業者等
延長保育事業	労働時間の多様化などによる保護者ニーズに対応するため、延長保育事業を拡充していきます。	拡充	こども課 民間事業者等
障がい児保育事業	障がい児保育指導員を置き、障がい児保育に関する調査や指導を行うほか、保護者に対する相談、助言を実施します。	新規	こども課 民間事業者等
待機児童の解消	待機児童を解消するため、必要に即した保育士を確保するほか、保護者ニーズに対応した施設整備に努めます。	継続	教育総務課 こども課
保育サービスに関する情報提供	保育の選択に必要な情報をホームページや広報等で周知するなど、保育サービスに関する積極的な情報提供に努めます。	継続	こども課 民間事業者等

項目	内容	区分	担当課等
乳児保育の実施	生後6か月から入園できる乳児保育を継続していきます。	継続	こども課 民間事業者等
認定こども園への移行の推進	幼稚園、保育園が新制度及び認定こども園へ移行する場合に、円滑に移行できるよう支援します。	継続	こども課 民間事業者等
保育の質の向上	<p>専門家による巡回相談を行い、子ども一人ひとりに対し、きめ細やかな対応を図っていくほか、保護者のサポートを行います。</p> <p>また、職員が適切に子どもの成長を支援できる研修等を推進していきます。</p>	拡充	こども課 民間事業者等



### (3) 子育て支援ネットワークづくり

#### 《現状と課題》

現代社会においては、これまで地域で担ってきた子育て支援機能が弱くなってきているため、家庭における育児の負担感が強くなっています。このため、家庭における子育てを、地域、企業、行政等社会全体の課題として捉え、地域連携による子育て支援を進めていくことが必要です。

#### 《基本施策》

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスの効果的・効率的な提供と、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進するなど、地域連携による子育て支援体制の確立を図ります。

#### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
子育て支援ネットワーク事業	きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスの効果的・効率的な提供とサービスの質を向上させるため、庁内関係部所の連携強化を図るとともに、NPO、民間事業者及び様々な地域活動団体と行政など、官民の枠を越えた地域における子育て支援のネットワーク化を促進します。	継続	こども課 民間事業者等
子育てに関する意識啓発	地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進めます。	継続	こども課

## (4) 地域で支える児童の健全育成

### 《現状と課題》

地域における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。このため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの推進が必要です。

少年非行等の問題を抱える児童の立ち直りや保護者の子育て支援、引きこもりや不登校への対応においては、関係機関が連携して地域全体で対処することが必要です。

### 《基本施策》

地域の子どもたちが、放課後、週末、夏期や冬期の長期休業日等において、自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めるため、保育園、幼稚園、学校、公民館、図書館、児童公園等の施設の活用や、奉仕・体験活動、スポーツ活動、世代間交流などを通じた青少年健全育成活動の促進を図ります。

小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を確保するため、放課後子ども教室推進事業を推進します。

少年非行等の問題を抱える児童の立ち直りや保護者の子育て支援、引きこもりや不登校への対応においては、家庭、学校、福祉事務所、少年センター、警察等が連携し、地域ぐるみでの支援に取り組みます。

### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
放課後子ども教室推進事業	小学校15校中4校で実施しており、今後も余裕教室等の活用、活動指導員の確保について検討し、実施する学校を増やしていきます。	拡充	こども課
家庭児童相談事業【再掲】	家庭児童相談室では、0歳から18歳までの児童を対象に知能、性格、言語、心身障がい、家庭環境など、子どもを取り巻くいろいろな問題についての相談に応じます。	継続	こども課
生徒指導に関する学校支援	小中学校全23校で実施しています。校内研修に市教委指導主事やスクールカウンセラーを活用して内容の充実を図ります。	継続	学校教育課

項目	内容	区分	担当課等
スクールカウンセラー活用事業	小中学校全23校に配置しています。コンサルテーション（相談。専門家の診断や鑑定を受けること。）の時間を工夫しカウンセリングの結果を受けた対応を共有する機会を持ちます。	継続	学校教育課
適応指導教室の開催	「さわやか教室」を心の居場所として機能させ、小集団活動によりコミュニケーション能力を育むとともに、学校や保護者との連携を密にし、本人の興味や意欲を踏まえてさらに学校復帰が図られるようにします。	継続	学校教育課
人権教育の振興	道徳の時間において人権に関する指導を全小中学校で実施していますが、思いやりの意識などの低下に対応するために、人権擁護委員会の活動を各学校でも取り入れていきます。	継続	学校教育課
キッズシアターの開催	創造的で情緒豊かな児童育成の一助として、キッズシアター（演劇教室）を開催します。	継続	生涯学習スポーツ課
青少年育成市民会議への支援	白河市青少年健全育成推進大会を主催し、また、その下部組織において、健全育成協賛金の募金活動やスポーツ活動などを行っている白河市青少年育成市民会議へ必要な支援を行います。	継続	生涯学習スポーツ課
白河市少年センター事業	少年補導員による補導活動や育成環境の浄化活動等を行うほか、関係機関との連携を深め、青少年の非行防止と健全な育成を図ります。	継続	生涯学習スポーツ課
白河市少年補導員連絡協議会への支援	少年補導員の資質の向上を図るため、研修会を開催するほか、警察署と合同で補導活動を行うことにより、補導技術の修得を図るなどの支援に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課
公民館活動の推進	小学生や親子を対象とした教室を開催し、様々な体験を通して児童の健やかな心身の発達と子育て支援に向けて活動を展開します。	継続	中央公民館



項目	内容	区分	担当課等
歴史民俗資料館活動の推進	<p>歴史民俗資料館は白河地方の通史を詳しく学べる施設を、白河集古苑は特別企画展等を行い、よりテーマを絞った展示をする施設を目指します。</p> <p>今後も特別企画展や平常展示の資料の入れ替えなどを行い、文化財や収蔵資料等の活用・PRを行っていきます。</p>	継続	文化財課
屋内遊具施設の設置	<p>天候の影響を気にすることなく、屋内で思い切り体を動したり、遊ぶことのできる遊具を設置し、親子のストレス解消と子どもの心身の健全育成を図ります。</p>	新規	生涯学習スポーツ課
芸術文化活動の推進	<p>白河文化交流館を拠点に、芸術文化に関するワークショップやアウトリーチなど、参加体験型の事業を積極的に行い、小さいうちから気軽に芸術文化に触れ親しめる機会の拡充を図ります。</p>	新規	文化振興課
わ〜くわく！キッズ☆カルチャースクールの開催	<p>夏休み期間中に子ども達に芸術文化に触れる機会を提供し、芸術文化への関心の涵養とともに、子ども達の感性や創造性を育み、豊かな人間性を醸成します。</p>	継続	文化振興課



## (5) 経済的支援の充実

### 《現状と課題》

家庭が望む理想の子ども数と、実際の子ども数には、差異がみられます。理想の子ども数を実現しにくくしている主な要因として、ニーズ調査によると「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という意見が多数を占めており、経済的支援策などの充実による子育ての負担感の軽減に努める必要があります。

### 《基本施策》

子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
保育料の決定	保育料について、社会情勢や適当な利用者負担を考慮した上で、保育料を設定します。	継続	こども課
児童手当の支給	次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するため、中学校終了までの子どもを養育している者に手当を支給します。	継続	こども課
こども医療費助成	乳幼児医療費及び小学生医療費を統合したこども医療費助成は、平成24年7月から中学3年生、同年10月から18歳まで対象者を拡大しました。今後は、窓口負担の無料化の地域拡大を図ります。	継続	こども課
就学援助事業	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費等の就学援助費を支給します。	継続	学校教育課
奨学金制度の設置	教育を受ける機会を確保するため、経済的な理由によって就学が困難な生徒・学生に対し、奨学資金貸付と大学入学一時金貸付を行う奨学制度を設け、支援します。また、学習意識が高く、特に成績が優秀と認められる者に対し、給付型奨学金を支給します。	拡充	教育総務課

## 2 子どもを生き育てることに喜びを実感できるまち

### (1) 多様な働き方の実現や男性を含めた働き方の見直し

#### 《現状と課題》

社会構造の変化により、雇用条件や雇用環境も多様化しているなか、雇用の形態に関わらず安心して子どもを産み育てることができる社会が求められています。そのため、仕事と生活の両立の推進について、市民や企業への意識啓発・周知等が求められています。

#### 《基本施策》

「仕事の質」と「生活の質」の両方を高めながら働き続けられる就労環境の整備を促進します。また、多様な働き方の実現や男性を含めた働き方の見直しを促進するため、労働者、事業主、地域住民等の意識の醸成を図るための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら推進します。

#### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
性別役割分担意識の見直し	性別役割分担意識等を解消するための各種研修会への参加を促進し、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進め、性差のない職場づくりやワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。	継続	商工課 生涯学習スポーツ課
一般事業主行動計画策定の推進	次世代育成支援対策推進法では、事業主に対して、一般事業主行動計画の策定に努めることとしています。これを踏まえ、市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、関係機関を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行います。	継続	こども課 関係各課
国、県及び関係団体（農業団体、商工団体等）との連携	多様な働き方の実現や男性を含めた働き方の見直しを促進するため、労働者、事業主、地域住民等の意識の醸成を図るための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら推進します。	継続	関係各課

## (2) 仕事と子育ての両立の推進

### 《現状と課題》

保育サービス等の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進することが必要です。

### 《基本施策》

男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう、多様な保育サービスの実施・充実を図るとともに、働き続けられる環境整備の推進に努めます。

### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
保育サービス等の充実	平成27年度からは子ども・子育て支援新制度が施行されるため、今後も多様な保育サービスの実施・充実に努めます。	継続	こども課
仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等に関しては、法令等を所管する省庁や独立行政法人が作成する機関誌等を通じて企業・事業主等への啓発に努めるとともに、市民に対する広報を行います。	継続	生涯学習スポーツ課 商工課
家庭生活での男女の相互協力の促進	出前講座のカリキュラムの充実を図り、家庭生活での男女共同参画について、啓発と理解を深める機会の提供を図ります。	継続	生涯学習スポーツ課
国、県及び関係団体等との連携	今後も国、県及び地域における関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について推進します。	継続	関係各課

### (3) 次世代の親の育成

#### 《現状と課題》

男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要です。

家庭を築き、子どもを生き育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域の環境整備を進めることが必要です。特に、中学生、高校生が、子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育園、幼稚園等を活用し、乳幼児と触れあう機会を広げるための取組を推進することが必要です。

#### 《基本施策》

男女が協力して家庭を築くこと、子育ての楽しさや子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。

#### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
家庭における男女平等教育の推進	家庭における男女平等教育の充実を図り、男女共同参画についての啓発と理解を深める機会の提供を図ります。	継続	生涯学習スポーツ課
学校における男女平等教育の推進	道徳の時間において全小中学校で実施し、自他の尊重や自尊心を高めることを目標に、今後も指導に力を入れます。	継続	学校教育課
地域における男女平等教育の推進	バイキング講座、出前講座等を通して、広く市民に地域における男女平等（男女共同参画）について周知を図ります。	継続	生涯学習スポーツ課 中央公民館

### 3 安全で快適に子育てができるまち

#### (1) 良好かつ良質な住宅及び居住環境の確保

##### 《現状と課題》

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け住宅の供給を支援するなどの取組を進めることが必要です。

また、今後の少子高齢化社会においては、ノーマライゼーションの理念に基づいてバリアフリー化を一層推進し、居住環境を改善することが求められています。さらには、子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことのできる公園の整備が求められています。

##### 《基本施策》

良好な市街地の整備を推進するとともに、適正な宅地開発の誘導を図り、良好な宅地の供給に努めます。

また、既設市営住宅の改善や維持保全を推進し、居住水準の高い、機能の充実した市営住宅のストックに努めるとともに、安全で安心して遊ぶことのできる公園の整備を促進するために、史跡を生かした公園をはじめ、住区基幹公園の整備を推進します。

##### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
市街地の整備	既存の都市基盤を有効に活用しながら、生活者の視点に立った安心して暮らしやすい市街地の整備を推進します。	継続	都市計画課 建築住宅課
宅地開発の誘導	自然環境との調和や景観等に配慮した秩序ある市街地を形成するため、適正な宅地開発の誘導を図ります。	継続	都市計画課 建築住宅課
公営住宅の整備	安全確保や居住性の向上を図る整備を行い、長寿命化を図ることで、居住水準の高い、機能の充実した市営住宅のストックに努めます。	継続	建築住宅課
人にやさしいまちづくりの推進	すべての市民が安全かつ快適に暮らすことができるよう各種施設や交通機関の整備を民間事業者などの協力により計画的に推進します。	継続	関係各課

項目	内容	区分	担当課等
居住環境の整備	既存市街地内の狭い道路や歩道の整備に努めるほか、住民の合意に基づく建築協定や緑地協定の有効活用を図り、安全で安心して暮らせる質の高い居住環境の創出に努めます。	継続	都市計画課 道路河川課 建築住宅課
史跡を活かした公園の整備	南湖公園は、引き続き保存管理計画に基づき保存・整備を図ります。また、城山公園は、国指定後に保存管理計画を策定し保存・整備を図ります。	継続	文化財課 観光課
住区基幹公園の整備	今後、市街化の集積状況を考慮しながら、住区基幹公園等の設置を検討するとともに、大規模開発に対する適切な指導、拠点集落地への公園の配置を図り、住環境の向上を目指します。	継続	都市計画課
緑地の整備	公園のボランティア活動に関しては、多くの市民が集う魅力あふれる公園や緑地施設としての維持管理水準を高めるためにも、既存のボランティア活動に限らず、新たなボランティア活動の発掘と育成に努めます。	継続	都市計画課
歴史と自然を活かした魅力ある景観形成	条例や景観計画、景観形成ガイドラインに基づき適切な景観規制誘導を図るとともに、歴史的建造物補助やまちなみ修景補助の有効な活用を促し、良好な景観形成を図ります。	継続	まちづくり 推進課

## (2) 安全・安心に外出できるまちづくりの整備・推進

### 《現状と課題》

子どもや子ども連れの保護者等が安全・安心に外出することができるよう、公共施設のバリアフリー化や道路交通環境の整備を進める必要があります。

また、今後、核家族化の進行に伴い、高齢者世帯や留守家庭が増加するなど、街全体の安全防犯体制の確保が不十分になる恐れがあることから、地域の防犯組織の育成と防犯意識の高揚を図る必要があります。さらには、市民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚に努め、安全に安心して生活することのできるまちづくりを進めます。

### 《基本施策》

子どもや子ども連れの保護者等が安全・安心に道路を利用することができるよう、公共施設のバリアフリー化や道路交通環境の整備に努めます。

また、地域防犯組織の育成を図るとともに、市民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚に努め、安全に安心して生活できるまちづくりを進めます。

### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設建設・改修などにおいて、今後も引き続きバリアフリー化を図ります。	継続	建築住宅課
生活道路の整備	老朽化の激しい路線や舗装等の必要な道路については、全体的な生活関連道路網への影響を考慮しながら整備を図ります。	継続	道路河川課
歩行者用道路の整備	歩行系ネットワークの確立と歩行者の安全確保のため整備を継続します。	継続	都市計画課 道路河川課
交通安全施設の整備	交通事故が発生しやすい場所については、道路改良工事等により整備を図っていきます。信号機やカーブミラーなどの設置については、今後とも関係機関と協議を進め実施します。	継続	道路河川課 生活環境課
総合交通規制の充実	地域の実態に即した交通規制について、関係機関と協議を進め実施します。	継続	生活環境課



項目	内容	区分	担当課等
地域防犯組織の充実	地域の防犯組織の育成・強化を図るとともに、活動を支援します。	継続	生活環境課
防犯意識の啓発	市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るため、防犯診断や広報誌による普及・啓発に努めます。	継続	生活環境課
街路灯の設置	犯罪を未然に防止し、安全な環境を創出するため、街路等の計画的な設置や適正な管理に努めます。	継続	道路河川課
交通安全意識の啓発	市内小学生に対する交通安全鼓笛パレードや交通安全ポスター・標語コンクールを実施し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。	継続	生活環境課



### (3) 子どもを交通事故から守るための活動の推進

#### 《現状と課題》

子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、幼稚園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

#### 《基本施策》

子どもを交通事故から守るため、関係機関と連携して学校や地域における交通安全教室の開催や指導体制の充実、交通安全意識の啓発に努めます。

#### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
交通安全の推進	交通安全は、一人ひとりがその大切さに「気付く」ことが重要であると考えます。その「気付き」のきっかけ作りとして、各交通安全運動を中心に、啓発活動を継続して実施します。	継続	生活環境課
	今後も交通安全に関するルールの周知や交通安全教室を全小中学校及び幼稚園等で開催することにより、親子で交通安全を考える機会をつくります。	継続	こども課 学校教育課
職員の指導力の向上等	地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育にあたる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成に努めます。 また、見守り隊、交通安全指導員とともに交通安全に関する指導の機会に参加をします。	継続	学校教育課 こども課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び使用方法について普及啓発活動を幼稚園等にて展開します。	継続	生活環境課 こども課
通学路の合同点検事業	通学路の安全確保に向けた取組を行うために、「白河市通学路交通安全プログラム」により、関係機関が連携し合同で点検する機会を設け、問題点の解決に努めます。	継続	生活環境課 道路河川課 学校教育課

#### (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

##### 《現状と課題》

子どもを犯罪等の被害から守るため、家庭・学校・地域が協力して各種施策の推進を図ることが必要です。

##### 《基本施策》

子どもを犯罪等の被害から守るため、住民の自主防犯活動の促進を図るとともに、関係機関との連携を図ります。

##### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
自主防犯活動の促進	住民の自主防犯活動を促進するため、少年補導員等と犯罪等に関する情報の共有に努めます。	継続	生活環境課 学校教育課 生涯学習スポーツ課
関係機関・団体との情報交換	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体と不審者情報等の速やかな情報共有に努めます。	継続	生活環境課 学校教育課 生涯学習スポーツ課
パトロール活動の推進	P T A等の学校関係者や防犯ボランティア等の地域団体、関係機関と連携し、学校付近や通学路等においてパトロール活動を実施します。	継続	生活環境課 学校教育課 生涯学習スポーツ課
防犯講習の実施	子どもが犯罪等に遭わないようにするための防犯教室を継続して実施します。	継続	生活環境課 学校教育課 生涯学習スポーツ課
「ひなんの家」等防犯ボランティア活動の支援	子どもが危険を感じた時や困ったことが起きた時の緊急避難場所である「ひなんの家」へのさらなる協力を依頼するとともに、視認性を高めるために古いステッカーの更新に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課

## (5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### 《現状と課題》

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、DVD、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、インターネットをはじめとしたメディア上の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されています。このため、関係機関、学校、家庭、地域が連携して有害環境対策を進めていくことが必要です。

### 《基本施策》

子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図るため、関係機関、学校、家庭、地域の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めます。

### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
子どもや保護者に対する教育・啓発の推進	保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校それぞれのPTAが、ノーメディアの推進に重点的に取り組んでおり、今後さらにノーメディアの普及・拡大に向けて取組の強化に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課 学校教育課 こども課
社会を明るくする街頭啓発活動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深めるため、街頭啓発等の活動を行い、犯罪のない社会の実現を目指します。	継続	生涯学習スポーツ課
環境浄化活動の促進	青少年の健全育成に好ましい環境の実現に向けて、有害環境の排除・浄化に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課

## 4 子どもが心身ともに健やかに明るく育つまち

### (1) 子どもや母親の健康の確保

#### 《現状と課題》

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問、両親学級等の母子保健における、健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要です。

安全な妊娠・出産に向け、妊婦はもとより家族全員で好ましい生活習慣に気を配ることが必要です。

また、母親の育児の孤立化を防ぐために、妊娠中からの仲間づくりが必要です。

#### 《基本施策》

本市の今後の健康づくりの指針である「いきいき健康しらかわ21」の趣旨を踏まえ、乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制の整備を図るとともに、安全・快適に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康の確保に努めます。

#### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
母子健康手帳の交付	妊娠、出産、子どもの成長記録としてすべての親子が活用できるよう、母子健康手帳を中央保健センター、総合窓口、各庁舎で随時窓口交付します。交付に際しては、母子健康手帳の使い方の説明、市保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、妊婦健康診査受診票の使い方の説明、こども医療費助成制度及び児童手当の手続きの説明を行います。	継続	健康増進課
父子健康手帳の交付	父親の育児参加を促すため、育児に関する基本やこどものこころと体の発達等が記載されている父子健康手帳を、母子健康手帳とあわせて交付します。	新規	健康増進課
妊産婦健康診査	妊娠、出産後の母体の健康状態を診査するため、妊娠中15回、産後1回分の受診票を母子健康手帳交付時に配付します。また、里帰り出産など県外で妊産婦健康診査を受ける者に対し、費用を助成します。	拡充	健康増進課

項目	内容	区分	担当課等
パパママ講座	初妊婦と家族などを対象に、安全な妊娠・出産の経過と、母性・父性の育成により健やかに子どもを生み育てることができるように支援することを目的に、土曜日コースとして開催します。	継続	健康増進課
乳幼児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。	継続	健康増進課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見、治療のために、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査を行います。また、事後対策としては、要継続支援児を把握し、適切なフォローを行うとともに、未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧めます。	継続	健康増進課
乳幼児家庭訪問	育児不安がある親や各種健診、相談後に継続支援が必要な乳幼児に対し、定期的に訪問指導を行います。また、乳幼児健診の未受診児に対し親等へ健診の必要性について理解を促し、受診を勧めます。	継続	健康増進課
母子健やか支援事業	乳幼児をもつ親等を対象に、親が安定して健全な育児ができるよう、育児についての知識の普及と育児不安や負担の軽減を図るために、子育て教室や栄養・育児相談などを通じて子育てを支援します。	拡充	健康増進課
予防接種事業	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に、乳幼児や児童生徒を対象に予防接種を実施します。 定期予防接種に加え、ロタウイルス、おたふくかぜの予防接種の費用を助成します。 また、妊娠を希望する方やその夫を対象に風しんの予防接種の費用を助成します。	拡充	健康増進課

項目	内容	区分	担当課等
すくすく広場	こんにちは赤ちゃん訪問で、育児不安等で支援が必要な母子を対象に、子育てについての情報交換や仲間づくり、親子触れあい等を通じ、子育てを支援します。	継続	健康増進課
母と子の健康づくり行事予定表の作成	住民へ分かりやすく母子保健事業関係の情報提供を行うため、母子保健事業の年間計画などを掲載した母と子の健康づくり行事予定表を作成し、配布します。	継続	健康増進課
子育てサロン事業	子育てを楽しめる環境作りを推進するため、乳幼児及びその保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、費用の一部を助成します。	継続	こども課



## (2) 「食育」の推進

### 《現状と課題》

朝食欠食等の食生活の乱れや思春期やせ症に見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じています。このため、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野をはじめ、さまざまな分野が連携し、乳幼児から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を進めることが必要です。

### 《基本施策》

食を通じた心身ともに健康な子どもの育成や家族との良好な関係づくりを促進するための各種事業に取り組みます。

### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
乳幼児健康診査の実施 【再掲】 母子健やか支援事業【再掲】 すくすく広場の開催【再掲】	離乳食・栄養指導の充実を図り、幼児食へのスムーズな移行と月齢に応じた食生活を支援します。 また、生活リズムを整え、「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを周知します。	継続	健康増進課
保育園給食の充実	入園児童の健全な発育と食の習慣、知識を学ぶ食育の教育的な役割を持つ保育園給食の充実を図ります。入園児童が楽しく食事をとれるよう献立を工夫し、食育指導も積極的に行います。	継続	こども課
学校給食の充実	適切な栄養の摂取による健康の保持増進と体位の向上、生涯を通じて健康な生活を送るために、子どもの頃から体によい食べ物を選べる力を育て、食事について正しい理解と望ましい食習慣を養えるようにします。	継続	学校教育課
適正体重に関する情報の提供等	児童生徒の肥満者の割合を減少させるため、適正体重に関する情報の提供に努めるとともに、野菜不足の人の割合を減少させるため、栄養指導の充実を図ります。広報紙や保健センターだより等で周知します。	継続	健康増進課
元気っ子くらぶ	幼稚園、保育園を訪問し、正しい栄養の摂り方、望ましい生活習慣等が身につくよう支援します。	継続	健康増進課 こども課



### (3) 思春期保健対策の充実

#### 《現状と課題》

思春期は、身体的・心理的・社会的に成長が著しく、子どもから大人への移行期でもあり、自己を確立しながら独立していく時期です。その過程で、悩みや不安などをもちやすく精神的にも不安定になりやすい時期であり、不満や悩み・ストレスが、不登校などの問題行動に結びつくこともあることから、適切な対応が必要となります。

この時期は、性についての関心が高まる時期です。本人の思春期における心身の健康はもとより、次世代にも影響を及ぼす問題となるため、正しい知識を身につけ、責任ある行動をとれるよう育成することが重要となります。

#### 《基本施策》

思春期の子どもに対して、心身の健康、性についての正しい知識の普及を図るとともに、一人で悩まず、専門機関に相談するなど、ストレスを上手にコントロールできるよう支援します。

#### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
心の健康に関する情報提供・知識の普及	各学校において心の健康づくりを一層推進していくために情報の提供を行います。	継続	学校教育課 学校
保護者への情報提供	県教育委員会の「すこやかプラン」などを利用した講演会やPTA主催の講演会などを開催します。	継続	学校教育課 学校
スクールカウンセラー活用事業【再掲】	市配置のスクールカウンセラーを増員し、県配置をあわせ、全ての小中学校にスクールカウンセラーを配置します。	継続	学校教育課
ピアカウンセリングの実施	先行的に取り組んでいる学校の事例を小中学校に広め、より多くの学校で実践できるようにします。生徒指導主事研修会での事例発表会など啓発の機会として活かします。 (※ピアカウンセリングとは、同じ背景を持つ人同士が対等な立場で話し合うことです。ピアとはここでは仲間と言う意味。「障がいについては障がい者こそが専門家」という考えのもとに平等かつ対等に話し合います。)	継続	学校教育課

項目	内容	区分	担当課等
性についての正しい知識の普及	性についての指導を充実させ、優れた事例については小中学校の研修の場で紹介します。	継続	学校教育課
たばこの健康に及ぼす影響についての教育の推進	小学生段階でのたばこの健康への影響を指導していくとともに、小中連携した喫煙についての指導を養護教員が中心となって計画的に実施します。優れた事例については小中学校の研修の場で紹介します。	継続	学校教育課
未成年者の喫煙等防止	未成年者の喫煙防止や薬物乱用防止のため広報活動を充実し、喫煙防止の啓発を図ります。	継続	健康増進課
アルコールの健康に及ぼす影響についての教育の推進	小学校段階でのアルコールの健康への影響を指導するとともに、小中連携した飲酒についての指導を実施します。優れた事例については小中学校の研修の場で紹介します。	継続	学校教育課
薬物乱用防止教育の推進	各学校において、県南保健福祉事務所と連携し、啓発資材やビデオ及びパネル等を活用して、乱用薬物の影響に関する正しい知識の普及に努めます。	継続	学校教育課
未成年者の飲酒防止	いきいき健康しらかわ21計画に基づき、未成年者の飲酒防止のため啓発活動や環境づくりを推進します。	継続	健康増進課
適正体重に関する情報の提供等【再掲】	児童生徒の肥満者の割合を減少させるため、適正体重に関する情報の提供に努めるとともに、野菜不足の人の割合を減少させるため、栄養指導の充実を図ります。	継続	健康増進課

#### (4) 地域における小児医療の充実

##### 《現状と課題》

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むことが必要です。

##### 《基本施策》

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう地域医療体制の整備を図ります。

##### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
地域医療体制の整備	地域医療に関する講演会や啓発事業を実施するとともに、多様化する医療ニーズに対応するため、医師会と連携を図り、医師の確保に努め、安定的・持続的な地域医療体制の整備を図ります。	継続	健康増進課
救急医療の充実	小児平日夜間救急医療事業や休日救急医療当番医制事業等を継続し、救急医療体制の充実を図ります。	継続	健康増進課
当番医等の情報提供	当番医の周知は、年間予定表や広報紙、ホームページ等で行います。	継続	健康増進課

## (5) 不妊に関する相談支援

### 《現状と課題》

子どもを持つことを希望しながら子どもができないため、不妊治療を受ける方が多くなっています。不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う相談機会の確保が必要です。

### 《基本施策》

県、関係機関との連携を図りながら、不妊治療の正しい情報の提供や安心して相談できる環境づくりを進めます。

### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
不妊相談の実施	不妊に悩んでいる方に対する相談支援を実施します。	継続	健康増進課
特定不妊治療費助成事業	子どもを希望しながらも恵まれない方に治療費の一部を助成します。	継続	健康増進課



## (6) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

### 《現状と課題》

本市では、これまで小・中学校における教育目標を「社会の変化に適切に対応し、自ら考え主体的な判断に基づいた行動や表現ができる児童生徒の育成」として義務教育を推進してきました。今後も、この目標を継承しつつ、さらには児童生徒に「生きる力」を育み、たくましく豊かな人間の形成を目指していく必要があります。

また、乳児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期となることから、幼児の自発性を重視し、しつけや心の教育にも配慮した幼稚園それぞれの特色ある教育課程の編成や教育内容の充実を図りながら教職員の資質の向上に努めるとともに、幼児教育の質的变化に伴う施設の整備やより充実した教育を行うための環境整備を図る必要があります。

### 《基本施策》

次世代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすために、学校の教育環境等の整備に努めます。

### 《主な取組・事業》

#### ① 確かな学力の向上

項目	内容	区分	担当課等
基礎学力向上推進事業	年4回、各小中学校の代表による学力向上推進会議を開催し、各校の足並みをそろえた取組を推進しています。市全体だけでなく、各学校の取組を個別に支援する体制を充実させることを目指します。	継続	学校教育課
特色ある学校教育活動の推進	各学校において独自の取組が展開され、地域の人とのかかわりの機会としても大切にしていきたいと考えています。また活用しやすくなるよう、活動費について検討します。	継続	学校教育課
国際理解教育の拡充	現在はALT（外国語指導助手）6名体制で英語教育の充実を図っています。小学校での英語活動への対応を工夫します。	継続	学校教育課

項目	内容	区分	担当課等
情報教育の充実	児童生徒用のコンピュータの計画的な更新を実施するとともに、教師用コンピュータの整備を進め、情報教育の充実を図ります。 また、情報モラル教育の充実のための研修を積極的に進めます。	継続	学校教育課
障がい児教育の充実	特別支援教育支援員の配置は、平成22年の15名から平成26年度には43名に大幅に増えています。今後も効果的な配置と活用を図るように進めます。	継続	学校教育課
土曜学習モデル推進事業	希望する小学生を対象として、土曜日に自主的な学習の場を提供する「土曜学習会」を、白河、表郷、大信、東の4地域で実施し、子どもたちの学習意欲の向上を図ります。	拡充	学校教育課
子どもの読書活動推進事業の実施	「子ども読書活動推進計画」の作成や図書館での調べ学習等に対応できる資料の充実、児童サービスに関する専門性を持った図書館職員の育成並びに配置を促進するほか、ブックスタート事業による図書の配布、更には、学校と連携を図りながら読書の推進に努めます。 また、読書ボランティアの効率的な活用を進めます。	継続	生涯学習スポーツ課 図書館

## ② 豊かな心の育成

項目	内容	区分	担当課等
道徳教育の充実	平成26年度から副読本「わたしたちの道徳」を配付しており、その活用を通じて、家庭と連携した道徳教育を展開します。	継続	学校教育課
学校図書館利活用推進事業の推進	市立図書館と連携して学校司書の配置校を拡大し、学校図書館の有効活用を図り、本に親しむ子どもたちを増やします。	拡充	学校教育課
多様な体験活動の推進	小学校では地域を知る活動を、中学校では職業体験を行い、地域との関わりを持つ機会とします。	継続	学校教育課

項目	内容	区分	担当課等
白河市歴史・文化再発見事業	小学1年生から中学3年生に、系統的、体験的に、自分が生まれ育った白河の歴史、文化を知る機会を増やし、ふるさとに誇りを持てるようにします。	新規	学校教育課
図書館活動の推進	「おはなし会」等の子どもと本を結ぶ図書館行事や本の相談業務を行い、発達段階に応じた楽しく豊かな本との出会いを推進します。	継続	図書館
白河市歴史民俗資料の活用	特別企画展等を開催した際には、図録等を作成します。また、企画展のみならず、収蔵資料の目録や報告書の刊行など、広く市民への情報公開に努めます。	継続	文化財課
生徒指導体制の充実	生徒指導主事を中心に迅速な対応ができるように体制づくりを進めます。	継続	学校教育課
いじめの早期発見・早期対応	教師と児童生徒、児童生徒同士の良好な人間関係づくりに取り組み、いじめが発生しないように努めます。	継続	学校教育課
不登校児童生徒への早期対応	学級満足度尺度と学校生活意欲尺度を測定できるQ-Uテストの活用を図り、学級の実態把握と対策に努めます。	継続	学校教育課
問題行動及び非行の防止	子ども一人ひとりに対する日常生活における観察の充実、変容の把握に努めます。	継続	学校教育課
家庭・地域・関係機関との連携	見守り隊との交流や親子行事の開催に加え、日常的にあいさつや共同生活活動を充実させます。	継続	学校教育課
スクールカウンセラー活用事業【再掲】	全小中学校にスクールカウンセラーを配置して、児童生徒や保護者の悩み、不安を受け止めて相談に当たることにより、いじめや不登校などの問題の未然防止を図ります。	継続	学校教育課

### ③ 健やかな体の育成

項目	内容	区分	担当課等
体育授業の充実	全小中学校で実施している体力テストの結果分析をもとに、体育の日常化を図ります。中でも特に落ち込みがある種目に対し運動をする機会を増やせる手だてを指導します。	継続	学校教育課
運動部活動の支援	地域人材との協力関係をつくることに加え、安心して活動に取り組めるように体罰等の絶無を指導徹底します。	継続	学校教育課
スポーツ活動に接する機会の提供	少子化に伴い、現状の部活動体制の維持が難しくなっている現状を踏まえ、運動部活動の質の向上により、運動を楽しめる教育を充実させます。	継続	学校教育課
小児生活習慣病の予防	朝食摂取の指導等を中心に、家庭に対し啓発するとともに協力を求めています。 また、平成23年度に策定した白河市食育推進計画を広報紙や保健センターだより等で継続的に周知します。	継続	学校教育課 健康増進課
口腔の健康管理	歯科衛生士の活用を図り、口腔の健康管理に理解を深め実践につなげます。	継続	学校教育課





#### ④ 信頼される学校づくり

項目	内容	区分	担当課等
学校経営の充実	保護者や地域の方々がより授業や行事に参加できるよう工夫し、開かれた学校づくりに努めます。	継続	学校教育課
市民バイキング講座の活用	市民バイキング講座の活用を促進するため、各種会議等で講座のPRを行い、実施件数の増加に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課
学校施設の有効活用	地域内における多様な協議により、地域の求めに対応するため、積極的に改善を図ります。	継続	学校教育課
学校運営協議会の活用	学校運営協議会の運営をより充実させるとともに、地域住民等に学校活動を知ってもらう機会を増やすことで、学校評価が経営ビジョンに反映されるようにします。	継続	学校教育課
「教育のひろば」の発行	市の教育行政にかかわる各種情報の提供を目的に「広報白河」の一部を活用し「教育のひろば」を毎月発行します。	継続	教育総務課
学校施設の整備	安全で豊かな学校環境を提供するために、老朽校舎の改修など、学校施設の整備を適切に行います。	拡充	教育総務課
教職員の資質の向上	同じ学校・学区内での取組だけでなく、他の取組に参加し、複眼的に学ぶ機会を増やすようにします。	継続	学校教育課
安全管理の推進	毎月の安全の日に安全点検を実施するとともに、日常の安全管理を徹底し児童生徒の事故防止に努めます。	継続	学校教育課

## ⑤ 幼児教育の充実

項目	内容	区分	担当課等
3年保育の実施・充実	公立幼稚園8園、私立幼稚園5園すべてにおいて3年保育を実施しており、今後も幼児期の発達段階に応じた教育内容・方法などの充実に努めます。	継続	こども課
教職員の資質の向上	西白幼稚園教育研究協議会の研究テーマに基づき、毎月1回の現職教育を行い、園外研修についても積極的に参加します。	継続	こども課
教育環境の充実	園児が自発的、主体的な態度を養うことができるように、興味を持って取り組める教材、遊具等の整備を図ります。	継続	こども課
施設の整備	幼児教育の質的变化や新たな施策に対応するため、長期的な幼児数の変動を把握し、適正な施設の整備に努めます。	継続	教育総務課
施設の維持管理	幼児教育にふさわしい環境づくりを目指し、施設の維持管理に努めるとともに、設備の充実に努めます。	継続	教育総務課
保育園、幼稚園と小学校の連携	教職員の交流に加え、「指導要録」や「保育要録」の記載事項での児童理解を深め連携を図ります。	継続	学校教育課
私立幼稚園への振興助成	私立幼稚園の幼児教育の振興を図るため、市内の各幼稚園に対し助成金の支給を行います。	継続	こども課
障がい児教育の充実	市内の幼稚園において心身の発達に不安のある子どもの教育相談や教育の充実に努めます。	継続	こども課

## (7) 家庭や地域の教育力の向上

### 《現状と課題》

育児不安や児童虐待の背景として、近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されています。このため、公民館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うことが必要です。

また、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援など、地域において子育てを支援するネットワークの形成を図ることが必要です。

さらに、子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた「生きる力」を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ、社会全体で育てていくことが必要です。

### 《基本施策》

子どもを地域全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域との連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めて行きます。

### 《主な取組・事業》

#### ① 家庭教育への支援の充実

項目	内容	区分	担当課等
子育て学習講座事業の推進	「白河市幼・小・中・高PTAの集い」と連携しながら、保護者等に対して家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を目指すとともに、父親の家庭教育参加の機会とします。	継続	生涯学習スポーツ課
家庭教育学級の開催	人間性豊かな子どもを育てる基盤となる家庭教育の充実に向けて、家庭教育学級を継続して実施します。	継続	生涯学習スポーツ課 中央公民館
健診時の遊びの提供	乳幼児健康診査時に、図書館の協力を得て絵本の読み聞かせ・手遊び等の紹介等のいわゆる「ブックスタート事業」を実施し、母親等が遊びを通して子どもとの関わりを学ぶ機会を提供します。	継続	健康増進課 図書館

## ② 地域の教育力の向上

項目	内容	区分	担当課等
コミュニティ活動への支援	コミュニティ活動を支援するために、出前講座や市民バイキング講座の活用を促進します。	継続	生涯学習スポーツ課
子育て支援・地域活動事業【再掲】	市内の認可保育園12園で毎月1、2回、保育園を開放し、未就園親子を中心に触れあい遊びや育児相談を行います。	継続	こども課
学校施設の開放	スポーツの振興と地域行事への活用のため、学校施設開放事業を実施します。	継続	教育総務課
スポーツ教室の開催	各種スポーツ教室に加え、幼児・児童を対象としたスポーツ教室を企画し、幼児期から身体を動かしスポーツを楽しむ機会を提供するとともに、スポーツを通して親子の触れあいが図られる等の内容を充実させ、心身ともに健全な青少年の育成への一助とします。	継続	生涯学習スポーツ課
白河市体験活動・ボランティア活動支援センター事業	小・中学生の体験活動やボランティア活動等を支援する「いきいき交流室」を運営する「しらかわ市民活動支援センター」や関係機関との連携を図り、学校や団体からの相談対応や情報の提供、人材発掘などの活動を推進します。	継続	生涯学習スポーツ課
スポーツ少年団活動への支援	スポーツ少年団は、スポーツ活動を中心に奉仕活動や文化活動を通して、心身の健全な育成が図られることから、スポーツ少年団本部加盟団体に対し、必要な支援を行います。	継続	生涯学習スポーツ課
子ども会育成支援事業	「福島県子ども会安全会」の保険加入手続きや青少年育成関係事業の情報提供を行うなどの支援を行います。	継続	生涯学習スポーツ課
「白河市幼・小・中・高PTAの集い」の開催	教育力の向上と地域コミュニティづくりを目的として、市内の保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校のPTA関係者が一堂に会し、様々な教育上の問題についての情報交換や研修会を実施します。	継続	生涯学習スポーツ課

項目	内容	区分	担当課等
青少年育成関係団体への支援	ボーイスカウト福島連盟白河第1団の活動に対して支援を行います。	継続	生涯学習スポーツ課
白河市体育協会活動の支援	各種スポーツ教室や市民総合体育大会の企画運営を行っており、幼児から高齢者までスポーツに親しむ機会を提供するとともに、家族ぐるみで参加できるスポーツのイベントを開催しています。さらなる活動充実のため、支援を行います。	継続	生涯学習スポーツ課
総合型地域スポーツクラブの支援	クラブ運営は、地域住民の主体的な参加を通じて行われるため、地域住民の連携・協働を促し、公正で福祉豊かな地域社会を構築する上で重要な意義を有します。このため、クラブの自主事業及び未設置の地域がクラブを立ち上げる際に支援を行います。	継続	生涯学習スポーツ課
白河文化交流館の活用	次世代を担う子ども達に継続的に芸術文化に触れる機会を提供し、感動を体験させることは人材育成の面からも非常に効果があることから、日常的に芸術文化に触れ親しむ機会の拡充を図ります。 また、保育・教育活動のために施設を利用する場合には、文化活動支援のため使用料を免除します。	新規	文化振興課



## 5 子どもたちの人権を尊重するまち

### (1) 子どもの人権尊重

#### 《現状と課題》

子どもの人権が守られ、心身のすこやかな成長と安全を保障し、子どもがいきいきと明るく元気に育つまちを目指します。

#### 《基本施策》

子どもの人権を尊重するとともに、子どもたちの意見や要望を生かすことのできるまちづくりを推進します。

#### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
子どもの人権等に関する普及啓発の促進	文部科学省「人権教育指導方法等の在り方について」をもとに、各学校での実践につながるよう指導します。	継続	学校教育課 こども課
子どもの声を活かしたまちづくりの推進	まちづくりに子どもの意見や要望を反映するために、企画や意見の発表の場を提供できるよう環境整備に努めます。	継続	関係各課

## (2) 子どもの立直り支援

### 《現状と課題》

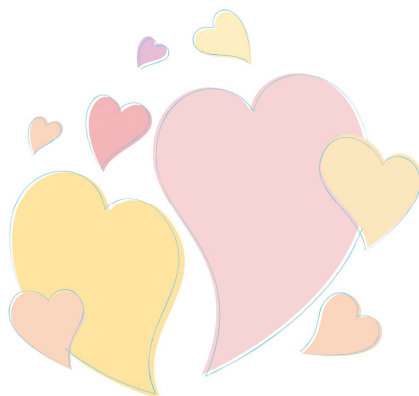
犯罪、いじめ、児童虐待等、子どもが直接被害となる事件・事故が増えています。この立直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等を学校など関係機関が連携し、きめ細かな支援を実施することが必要です。

### 《基本施策》

被害を受けた子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立直りを支援するため、関係機関と連携し相談体制の確立を図ります。

### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
相談体制の整備	被害を受けた子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立直りを支援するため、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備に努めます。スクールカウンセラーの派遣を今後も継続します。	継続	学校教育課 健康増進課 こども課



### (3) 児童虐待防止対策の充実

#### 《現状と課題》

虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、そして社会的自立を促していくためには、児童虐待の背景は多岐にわたることを踏まえ、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うことが重要です。このため、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察、地域住民等の地域における関係機関の協力体制の構築が必要です。

母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備など、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進することも必要です。

#### 《基本施策》

すべての児童の健全な心身の成長、そして社会的自立を促していくため、児童虐待防止対策の充実を図ります。

#### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
要保護児童対策地域協議会の推進	児童福祉法による法定協議会である「白河市要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議を開催します。各構成機関の連携のもと、児童の虐待防止と健全育成に努め、地域全体で子育て支援を推進し、要保護児童への対応等きめ細かな取組を進めます。	継続	こども課
虐待の発生予防	児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相談機能の強化や養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業の強化を図ります。	継続	健康増進課 こども課
虐待の早期発見・早期対応	虐待の早期発見・早期対応を進めるため、福祉事務所及び保健センターにおける取組の充実や幼稚園、保育園及び児童クラブ等との連携を図ります。	継続	健康増進課 こども課
虐待に関する相談体制の充実	相談件数の増加に伴い、平成25年度から家庭児童相談員を1名増員し、3名体制で対応しています。今後も相談、指導体制の充実を図ります。	継続	こども課



項目	内容	区分	担当課等
ホームスタート事業【再掲】	<p>未就学児の子どもがいる世帯を対象に、地域の子育て経験者（ホームビジター）が家庭を訪問し、傾聴と育児や家事を協働して行うことにより、ネグレクト（育児放棄）等の虐待防止及び早期発見、並びに親の地域社会との関わりを手助けすることにより、孤立化防止など要保護児童対策を図ります。</p>	新規	こども課



#### (4) ひとり親家庭の自立支援の推進

##### 《現状と課題》

離婚の増加等によりひとり親家庭が増えています。このような中、児童の健全な育成を図るために、「母子及び寡婦福祉法」や「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

##### 《基本施策》

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に、子育てや生活支援、経済的支援等、総合的な対策を推進します。

##### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
就業機会の拡充	関係機関との連携により、就業機会の拡充を図ります。	継続	こども課
母子家庭等の親への自立、就業支援	平成25年度から高等技能訓練費及び教育訓練給付費支給し、母子家庭等の自立支援を促進しています。 また、今後もハローワーク白河と契約し、ひとり親家庭の就業支援を実施します。	継続	こども課
ひとり親家庭への相談対応の推進	ひとり親家庭における児童の健全な育成を支援するため、現在は、家庭児童相談員が対応しているが、担当のケースワーカーの設置も検討します。	継続	こども課
児童扶養手当の支給	離婚などにより、児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。	継続	こども課
母子・寡婦福祉資金の貸付	母子家庭及び寡婦の経済的自立の助長を促進するため、低利の各種生活資金の受付を行います。	継続	こども課
ひとり親家庭医療費助成の実施	父子家庭、母子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、医療費の一部助成を行います。	継続	こども課

## (5) 障がい児施策の充実

### 《現状と課題》

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要です。

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、発達支援、障がい福祉サービスの充実、就学支援を含めた特別支援者対策の体制づくりなど、成長段階に適した支援策を推進することが必要です。

### 《基本施策》

障がい児の「社会参加と平等」を進めていくため、ライフステージに即した障がい児の療育体制の強化や障がい児やその親を支援する体制の強化を図ります。

### 《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
療育体制の整備	障がい児に対する療育体制を整備するために、保健・医療・福祉・教育等の連携の強化を図ります。	継続	社会福祉課 健康増進課 学校教育課 こども課
障がい児の在宅生活支援	障がいを有する児童が地域生活をしやすいように、家庭介護の状況により、ホームヘルプサービスや介護者の一時的用事のため介護できない場合に短期入所を提供します。 また、療育指導が必要な児童に対し、児童通所支援施設において、児童発達支援などのサービスを提供すると共に、一人ひとりの抱える課題を適切に解決するために障がい児相談を支援します。	継続	社会福祉課
乳幼児の育成指導事業	乳幼児健康診査や健康相談の結果、経過観察と診断された乳幼児とその保護者に対してその乳幼児の健やかな発達への支援を目的として、「のびのび教室」と「発達相談会」を実施します。	継続	健康増進課

項目	内容	区分	担当課等
特別児童扶養手当等の支給	20歳未満で身体又は精神に障がいをもつ児童を家庭で監護、療育している父母等を対象に特別児童扶養手当を支給します。 また、その障がいがある児童が重度のため日常生活において常時介護を必要とする状態にある児童には障害児福祉手当が支給されます。	継続	こども課 社会福祉課
自立支援医療（育成医療）の助成	18歳未満（18歳以上は更生医療）の身体障がいのある児童で、障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、生活の能力を得るための育成医療費を助成します。	継続	社会福祉課
補装具費の支給	身体に障がいのある児童が、将来社会人として自活するための育成を助長するために、身体機能を補完・代替する補装具の交付と修理を行います。	継続	社会福祉課
地域生活支援事業	単独では外出困難な障がい児が、社会生活上必要不可欠な余暇活動や社会参加等のための外出を支援するために、ガイドヘルパーによる移動の介助及び介護を伴う場合の移動支援や日中において監護する者がいないため、一時的に見守りが必要な児童や日常的に介護している家族等の一時的休息を計るための日中一時支援を提供します。 また、障がい児の日常生活がより円滑に行われるよう日常生活用具の給付等を行います。	継続	社会福祉課
特別支援学級児童生徒の就学補助の充実	子ども一人ひとりに対する日常生活における観察の充実、変容の把握に努めます。	継続	学校教育課
特別支援教育の推進	学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、教育や療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上のために研修の機会を持つとともに個別のかかわりへの支援をします。	継続	学校教育課

---

## 第5章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと提供体制

---

### 1 子ども・子育て支援事業の推進

#### (1) 子ども・子育て支援事業の導入

子ども・子育て新制度では、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施していく必要があります。(子ども・子育て支援法第3条第1項)

そのため、本計画では、計画期間における「幼児期の学校教育・保育・地域子育て支援事業の量の見込み(需要)とその提供体制の確保(供給)」を定めます。

また、新制度では、保護者の申請を受けた市が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなっており、認定は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により、以下の3区分となります。(同法第19条及び第20条)

#### ① 保育の必要性の認定区分

- 1号認定 (19条1項1号に該当：教育標準時間認定) 3～5歳 幼児期の学校教育
- 2号認定 (19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定) 3～5歳 保育の必要あり
- 3号認定 (19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定) 0～2歳 保育の必要あり

#### ② 保育必要量

保育の必要性あり(2号・3号)の認定を受けた場合は、その事由により、さらに保育必要量を認定します。保育必要量には「保育標準時間認定(1日最大11時間)」と「保育短時間認定(1日最大8時間)」があります。

※ 最大時間は時間外(延長)保育を除きます。

#### 《保育の必要性を認定する際の客観的基準》

保育を必要とする事由となるものは、下記のとおりです。

- ①月64時間以上の就労をしていること
- ②妊娠中または出産後間がないこと
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居(長期入院等を含む)親族の介護・看護
- ⑤災害復旧 ⑥求職活動
- ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合

## (2) 子ども・子育て支援事業の全体像

今後の子育て支援関係のサービスの全体像は以下のとおりです。従来、子育て支援サービスや母子保健事業として実施してきたサービス、新規に組み込まれたサービスなどで構成されています。

子ども・子育て支援法におけるサービスは、「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。

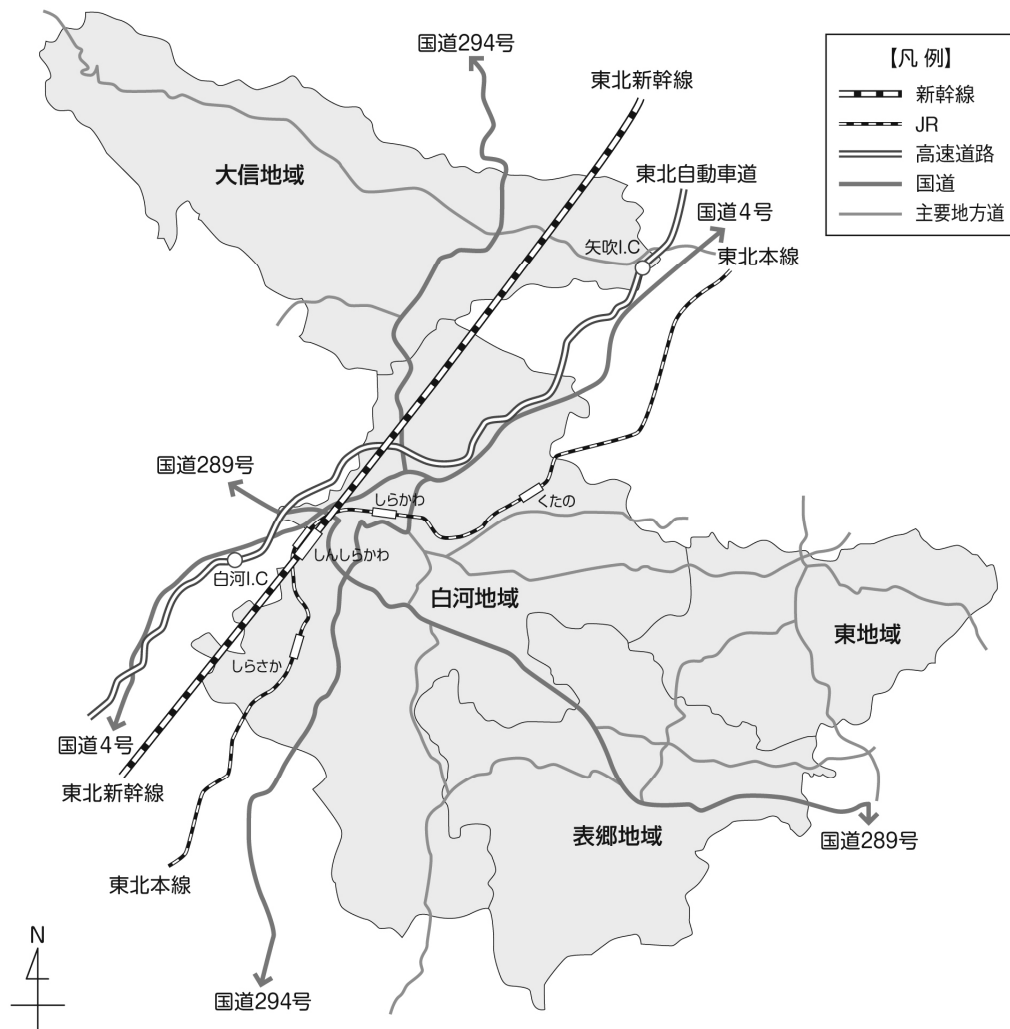
### 《事業一覧》

根拠法	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法	教育・保育給付	施設型給付	1 公立幼稚園
			2 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3 認可保育所
			4 幼保連携型認定こども園
			5 幼稚園型認定こども園
			6 保育所型認定こども園
			7 地方裁量型認定こども園
		地域型保育給付 (市が認可)	8 小規模保育
			9 家庭的保育
			10 居宅訪問型保育
			11 事業所内保育
	地域子ども・子育て支援事業		12 利用者支援
			13 地域子育て支援拠点事業
			14 妊婦健康診査
			15 乳児家庭全戸訪問事業
			16 養育支援訪問事業
			17 子育て短期支援事業
			18 ファミリー・サポート・センター事業
			19 一時預かり事業
			20 延長保育事業
			21 病児病後児保育事業
			22 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ、放課後子ども教室)
			23 実費徴収に係る補足給付を行う事業
			24 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
子ども・子育て支援法以外		25 私立認可保育所(委託費を支弁)	
		26 新制度への移行を選択しない私立幼稚園 (私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁)	

## 2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、子ども・子育て新制度では、教育・保育提供区域の設定について、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定が必要となっています。

本市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための認定こども園・保育園・幼稚園等の立地状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、市内全域を1区域と設定します。



### 3 子どもの数と家族類型の推計

#### (1) 就学前児童数の動きと計画期間の推計

計画期間中の児童数について、平成24年度と平成25年度(各年度4月1日現在)の1歳年齢ごと男女別人口(住民基本台帳人口)を基に、コーホート変化率法(※)により推計しました。推計結果は以下のとおりとなります。

#### 【乳幼児年齢別推計数】

(単位：人)

	実績			計画期間の推計児童数				
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	522	458	518	461	460	460	456	449
1歳	543	511	469	451	450	449	449	445
2歳	500	531	518	438	441	440	439	439
3歳	525	500	526	499	438	441	440	439
4歳	535	513	503	520	488	429	432	431
5歳	578	531	513	486	517	485	426	429
計	3,203	3,044	3,047	2,855	2,794	2,704	2,642	2,632

(※) 「コーホート変化率法」とは、各コーホート(同じ年に生まれた集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

#### (2) 子育て家庭の類型(ニーズ調査結果より)

子育て家庭の父親・母親の就労状況は、子どもの成長に伴って変化する場合があるとともに、就労状況により保育の必要性が異なる点に配慮して、教育・保育サービスを検討することが重要です。このため、子育て家庭の今後の就労意向をニーズ調査で把握して8つのタイプに区分し、年齢区分ごとの家庭類型を把握します。

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。


そのために、ニーズ調査から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。




### 【家族の就労状況と保育の必要性の関係】

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC		タイプC'	タイプD
パート タイム就労 (産休・育休 含む)	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプE'	
	120時間未満 64時間以上						
64時間未満			タイプC				
未就労			タイプD				タイプF



保育の必要性あり



保育の必要性なし

タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)

タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)

タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月120時間以上+月64時間~120時間の一部)

タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月64時間未満+月64時間~120時間の一部)

タイプD : 専業主婦(夫)家庭

タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月120時間以上+月64時間~120時間の一部)

タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月64時間未満+月64時間~120時間の一部)

タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)

※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

【家族類型別割合】

(単位：人 %)

0～5歳 家庭類型	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	22	5.7%	22	5.7%
タイプB フルタイム+フルタイム	142	37.0%	162	42.2%
タイプC フルタイム+パートタイム(月120時間以上+月64～120時間の一部)	52	13.5%	76	19.8%
タイプC' フルタイム+パートタイム(月64時間未満+月64～120時間の一部)	37	9.6%	53	13.8%
タイプD 専業主婦(夫)	129	33.6%	68	17.7%
タイプE パート+パート(双方月120時間以上+月64～120時間の一部)	1	0.3%	2	0.5%
タイプE' パート+パート(いずれかが月64時間未満+月64～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF 無業+無業	1	0.3%	1	0.3%
全体	384	100.0%	384	100.0%

(単位：人 %)

0歳 家庭類型	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	6	4.4%	6	4.5%
タイプB フルタイム+フルタイム	43	31.9%	51	37.8%
タイプC フルタイム+パートタイム(月120時間以上+月64～120時間の一部)	17	12.6%	36	26.7%
タイプC' フルタイム+パートタイム(月64時間未満+月64～120時間の一部)	4	3.0%	10	7.4%
タイプD 専業主婦(夫)	64	47.4%	30	22.2%
タイプE パート+パート(双方月120時間以上+月64～120時間の一部)	0	0.0%	1	0.7%
タイプE' パート+パート(いずれかが月64時間未満+月64～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF 無業+無業	1	0.7%	1	0.7%
全体	135	100.0%	135	100.0%

(単位：人 %)

1・2歳 家庭類型	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	6	5.5%	6	5.5%
タイプB フルタイム+フルタイム	45	41.3%	51	46.8%
タイプC フルタイム+パートタイム(月120時間以上+月64～120時間の一部)	15	13.8%	19	17.4%
タイプC' フルタイム+パートタイム(月64時間未満+月64～120時間の一部)	11	10.1%	17	15.6%
タイプD 専業主婦(夫)	31	28.4%	15	13.8%
タイプE パート+パート(双方月120時間以上+月64～120時間の一部)	1	0.9%	1	0.9%
タイプE' パート+パート(いずれかが月64時間未満+月64～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF 無業+無業	0	0.0%	0	0.0%
全体	109	100.0%	109	100.0%

(単位：人 %)

3～5歳 家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	10	7.1%	10	7.1%
タイプB	フルタイム+フルタイム	54	38.6%	60	42.9%
タイプC	フルタイム+パートタイム(月120時間以上+月64～120時間の一部)	20	14.3%	21	15.0%
タイプC'	フルタイム+パートタイム(64時間未満+月64～120時間の一部)	22	15.7%	26	18.6%
タイプD	専業主婦(夫)	34	24.3%	23	16.4%
タイプE	パート+パート(双方月120時間以上+月64～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプE'	パート+パート(いずれかが月64時間未満+月64～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業+無業	0	0.0%	0	0.0%
全体		140	100.0%	140	100.0%

上記家族類型タイプをもとに、以下教育保育給付の見込み量を算出します。

「1号認定」…満3歳以上で就学前の保育の必要がない幼稚園利用意向の子ども

「2号認定」…満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

「2号認定幼稚園ニーズあり(以下『2号幼』)」…2号認定かつ幼稚園利用意向の子ども

「2号認定保育園ニーズあり(以下『2号保』)」…2号認定かつ保育園利用意向の子ども

「3号認定」…満3歳未満で保育の必要性があると認定された子ども

### 《年齢と保育の必要性の関係》

年齢	保育の必要性		地域子ども・子育て支援事業
	ある	ない	
0～2歳児	<b>【3号認定】</b> ・ 保育園 ・ 認定こども園 ・ 延長保育 ・ 小規模保育 ・ 家庭的保育 ・ 居宅訪問型保育 ・ 事業所内保育		<b>【全ての乳幼児】</b> ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 一時預かり ・ ファミリー・サポート・センター ・ 利用者支援
3～5歳児	<b>【2号保】</b> ・ 保育園 ・ 認定こども園 ・ 延長保育 <b>【2号幼】</b> ・ 幼稚園 ・ 認定こども園 ・ 一時預かり(幼稚園)	<b>【1号認定】</b> ・ 幼稚園 ・ 認定こども園 ・ 一時預かり(幼稚園)	

## 4 教育・保育給付

### (1) 特定教育・保育（施設型給付）

#### ① 幼稚園

##### 《現状》

#### 【幼稚園の利用状況】

（単位：園・人）

区分	施設数	園児数 （上段：平成25年5月1日現在） 下段：平成26年5月1日現在）				定員
		3歳児	4歳児	5歳児	合計	
私立	5	182	188	204	574	975
		185	204	194	583	
公立	8	185	213	209	607	1,020
		197	203	215	615	
合計	13	367	401	413	1,181	1,995
		382	407	409	1,198	

##### 《見込み量》

（単位：人）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
見込み量	513	642	492	615	462	578	443	554	443	554
合計	1,155		1,107		1,040		997		997	
供給量	1,200		1,200		1,200		1,200		1,200	

※供給量等の数値は今後変更となる場合がある。

##### 《主な取組・確保策》

民間幼稚園の新制度への移行予定と、現在の幼稚園通園状況、市外利用者の状況等を踏まえ、利用者数を見込んでいます。定員及び利用状況から、ニーズに対応できる供給体制を確保しており、継続して受け入れ体制を確保するとともに、教育内容の質の向上を図るための取組を行います。

## ② 保育園

### 《現状》

#### 【保育園の利用状況】

(単位：園・人)

区分	施設数	児童数 (上段：平成25年4月1日現在) (下段：平成26年4月1日現在)							定員
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
私立	6	26	76	95	70	62	72	401	485
		29	88	98	85	70	61	431	
公立	6	21	98	106	63	62	68	418	499
		23	82	114	45	57	62	383	
合計	12	47	174	201	133	124	140	819	984
		52	170	212	130	127	123	814	

#### 【市外施設の利用状況】

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度
他市町村への保育所（園）入所	12	11

### 《見込み量》

(単位：人)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		3号	2号保	3号	2号保	3号	2号保	3号	2号保	3号	2号保
見込み量	0歳児	68	335	68	321	68	302	67	289	66	289
	1・2歳児	384		385		384		384		382	
合計		787		774		754		740		737	
供給量		787		774		754		740		737	

### 《主な取組・確保策》

定員数及び利用状況からはニーズに対応できる体制となっておりますが、3号の0歳児の保育ニーズの増加、2号の保育ニーズへの対応などについては、保育士の確保を図り、質の高いサービスの提供体制の確保に取り組みます。このため、保育士の正職員としての採用を継続して行うほか、多様な勤務形態での確保など人材の確保に努めます。

また、事業所内保育等の地域型保育の見込み量や参入意向、認定こども園への移行、市外利用者の動向等を把握します。

## (2) 地域型保育給付

### ① 小規模保育事業

#### 《現状》

子ども子育て支援新制度では、これまでの認可外保育施設（利用定員6人以上19人以下）が認可基準を満たせば、小規模保育事業に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれていますが、市内にも小規模の認可外保育施設があり、利用状況や今後の動向の把握に努めます。

### ② 家庭的保育事業

#### 《現状》

子ども子育て支援新制度では、これまでの認可外保育施設（利用定員5人以下）が認可基準を満たせば、家庭的保育事業に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

### ③ 居宅訪問型保育事業

#### 《現状》

子ども子育て支援新制度では、ベビー・シッター等が「居宅訪問型保育」に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

### ④ 事業所内保育事業

#### 《現状》

子ども子育て支援新制度では、これまでの事業所内保育施設が、認可基準を満たせば、地域型保育施設に位置づけられます。市内企業の中には事業所内保育施設を設置しているところもあります。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

#### 《上記①～④に関する主な取組・確保策》

現在の利用状況を把握しつつ、3号の保育ニーズを見込むとともに、認可外保育施設、事業所内保育等の地域型保育の見込み量や参入意向などを踏まえ供給量の確保を図ります。

0～2歳の保育サービスの量的充実を図るため、認可外保育施設及び事業所内保育施設については、子ども・子育て支援制度への参入移行について実態把握と情報提供などに努めます。

## 5 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

#### 《現状》

利用者支援事業は、新制度に伴い新たに導入される事業で、情報提供やサービス利用を希望する家庭から少し心配な家庭までを対象とし、主体的に情報を入手したり、サービスを利用したり、地域の中で支えあいながら子どもを育てることが出来るように、利用者支援専門員（子育て支援コンシェルジュ）が、子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

#### 《見込み量》

(単位：箇所)

	平成27年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	1	1	2	2	2

#### 《主な取組・確保策》

子育て家庭の置かれた状況及びニーズは多様であるがゆえ、その個別の家庭の状況に即した支援が必要であり、子どもと保護者が多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から自由に選択ができ、円滑に利用できるよう情報提供体制及び利用者支援体制を整えます。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### 《現状》

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を実施しています。

### 【実施状況】

施設名	所在地	運営者	事業内容	開設日数	開設時間
あいに一広場	わかば保育園	市	つどいの 広場事業	週5日間	6時間
おひさま広場	マイタウン白河	NPO		週6日間	6時間

注) 開設時間は、1日あたり

### 【年間延べ利用者数】

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度
あいに一広場	1,801 (284日開設)	1,046 (288日開設)
おひさま広場	5,523 (321日開設)	4,945 (328日開設)
合計	7,324	5,991

### 《見込み量》

(単位：人(年間延べ利用人数))

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	7,932	7,986	7,656	7,464	7,266
供給量	7,932	7,986	7,656	7,464	7,266

※供給量等の数値は今後変更となる場合がある。

### 《主な取組・確保策》

見込み量については、ニーズ調査の中では、地域子育て支援センターに限らず、親子の集まる場の利用を含めた回答が多いと考えられます。地域子育て支援センター以外にも親子の集まる場を拡充しており、選択肢が広がってきていることから、地域子育て支援センターを中心に見込み量に対して、供給できる体制となっており、今後も広く利用と参加を促進していきます。



### (3) 妊婦健康診査事業

#### 《現状》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

#### 【実施状況】

(単位：人)

対象者	平成24年度	平成25年度
妊娠届出者	479	513

#### 《見込み量》

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	461	460	460	456	449
供給量	461	460	460	456	449

注) 0歳児数

#### 《主な取組・確保策》

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産に資するよう、県内の医療機関で利用できる15回分の妊婦健康診査受診票を交付し健診費用の公費負担をします。また、里帰り出産など県外で妊婦検診を受ける方には、費用の助成を行います。

妊婦健康診査の結果、異常があった場合など必要に応じて保健指導を行い、母子の健康支援に努めます。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業

##### 《現状》

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師、助産師、看護師が訪問し、乳児及び保護者の心身の様子や養育環境を把握し、不安や悩みに対するアドバイスや子育てに関する情報提供をしています。

子育てに対する不安や孤立感を防ぐため、すべての子どもの家庭を訪問し、早期から関わりをもち育児支援を実施しています。

##### 【実施状況】

(単位：人)

対象者	平成24年度	平成25年度
生後4か月までの乳児	497	545

##### 《見込み量》

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	461	460	460	456	449
供給量	461	460	460	456	449

##### 《主な取組・確保策》

保健師、助産師、看護師が生後4か月を待たずに可能な限り生後2か月までに訪問することとし、育児ストレスや産後うつ状態などを把握し、必要に応じて訪問や相談を継続します。

また、支援の必要な家庭に対しては、関係機関と連携して必要なサービス提供に結びつけるなどフォローに努めます。

## (5) 養育支援訪問事業

### 《現状》

現在は要保護児童対策として、養育困難な家庭に、保健師等が家庭訪問し、相談、指導を行い、養育環境の改善が図れるよう支援をしています。

### 【実施状況】

対象者	平成24年度	平成25年度
養育困難家庭	7世帯（延べ18人）	10世帯（延べ47人）

### 《見込み量》

（単位：世帯）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	10	10	10	10	10
供給量	10	10	10	10	10

### 《主な取組・確保策》

養育支援が必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言を行い、養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指します。

必要に応じ、関係機関と連携・調整を行い、実施方策を検討し、地域の様々なサービスを組み合わせるなど支援に努めます。

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

### 《現状》

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業ですが、現在是对応できる施設等がないため、対応できていません。

### 《見込み量》

(単位：人 (年間延べ利用人数))

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	8	7	7	7	7
供給量	0	0	0	7	7

### 《主な取組・確保策》

ニーズ調査からは、利用意向は少ないものとなっていますが、今後も引き続き、緊急時の対応なども含め、本事業の実施に向け、社会福祉事業団及び児童福祉施設等への働きかけを行うなど、平成30年度の実施を目標に検討していきます。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

### 《現状》

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者で、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人（おねがい会員）と、当該援助を行うことを希望する人（まかせて会員）が、会員となり、地域で助け合いながら子育てをする会員組織であり、アドバイザーを配置することにより、相互援助活動に関する連絡や調整を行っています。

### 【実施状況】

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度
おねがい会員数	35	73
まかせて会員数	22	26
両方会員数	0	1
合計	57	100

	平成24年度	平成25年度
放課後の預かり	0	99

### 《見込み量》

（単位：人（年間延べ利用人数））

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量（小1～小3）	196	185	183	180	173
見込み量（小4～小6）	0	0	0	0	0
供給量	196	185	183	180	173

### 《主な取組・確保策》

ファミリー・サポート・センター事業は、現在は就学前児童の利用がほとんどであり、放課後健全育成事業の充実により、小学生の利用が少ない状況にあります。今後も広く就学前児童の利用を促進しつつ、支援体制の充実を図るため、まかせて会員の講習会を継続して実施し、会員の拡充を図ります。

## (8) 一時預かり事業

### ① 幼稚園・認定こども園（在園児対象型）

#### 《現状》

幼稚園及び認定こども園では、在園児を対象に、幼稚園及び認定こども園において、教育時間を超えて一時的に預かり、必要な保育を行っています。

また、幼稚園及び認定こども園では、家庭において就労や日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、緊急で一時的に預かり、必要な保育を行っています。

#### 《見込み量》

(単位：人 (年間実利用人数))

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	緊急	61	59	55	53	53
	預かり保育	642	615	578	554	554
供給量	緊急	61	59	55	53	53
	預かり保育	642	615	578	554	554

#### 《主な取組・確保策》

幼稚園及び認定こども園では、在園児を対象に、幼稚園及び認定こども園において、教育時間を超えて、預かり保育を行います。

また、幼稚園及び認定こども園では、保護者の私用・疾病・不定期の就労等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園の在園児について、教育時間を超えて、一時的に預かり、必要な保育を行います。

幼稚園における預かり保育の推進により、就労していても幼稚園に通わせたいという保護者の希望に対応します。

## ② 保育園・認定こども園（幼稚園在園児対象型以外）

### 《現状》

保育園及び認定こども園では、家庭において就労や日常生活上の突発的な事情、社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育園等において、一時的に預かり、必要な保育を行っています。

### 【実施状況】

（単位：人（年間延べ利用人数））

実施保育所	平成24年度	平成25年度
わかば保育園	2,014 延べ291日	1,619 延べ298日

### 《見込み量》

（単位：人（年間延べ利用人数））

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	4,422	4,328	4,189	4,094	4,078
供給量	4,422	4,328	4,189	4,094	4,078

### 《主な取組・確保策》

保育園及び認定こども園では、保護者の私用・疾病・不定期の就労等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に保育園等において、一時的に預かり、必要な保育を行います。

また、保護者の利便性を図るため、ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援拠点事業（おひさま広場）でも保護者の私用等の理由により、短時間の一時預かりを実施し、保護者の選択肢を広げ、今後も広く保護者の希望に対応します。

## (9) 時間外（延長）保育事業

### 《現状》

保護者の就労形態等の事情で、保育できない乳幼児を通常の保育時間を超えて、保育園及び認定こども園において保育しています。

なお、平成27年度からは、公立保育園の保育時間（平日）を午後7時まで延長します。

### 《見込み量》

(単位：人 (年間実利用人数))

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	102	100	97	95	94
供給量	102	100	97	95	94

### 《主な取組・確保策》

保護者の働き方や利用状況を踏まえ、延長保育を実施するにあたり、実際の利用希望を把握しつつ、保育士の確保に努め、提供体制の確保を図ります。



## (10) 病児・病後児保育事業

### 《現状》

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業ですが、現在は対応できる施設等がないため、対応できていません。

### 《見込み量》

(単位：人 (年間延べ利用人数))

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	992	971	939	918	914
供給量	0	0	0	0	260

### 《主な取組・確保策》

ニーズ調査からは多く算出される傾向がみられ、実施場所、利用料など実際の利用量が想定しにくい状況となっています。現在、共働き世帯が増え、近くに親等の支援者がいない子育て世帯も増えているため、本市においては、事業実施に向け、病院等に本事業の併設を盛り込むよう今後も働きかけ、医療機関への委託なども含め、計画最終年度（平成31年度）を目標に取り組みます。

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、放課後子ども教室）

### 《現状》

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成に努めています。

### 【実施状況】

（単位：箇所・人（年間登録者数））

	平成24年度	平成25年度
実施箇所数	16	16
登録児童数	613	587

### 《見込み量》

（単位：人（年間登録者数））

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	611	195	576	188	571	179	562	173	539	163
供給量	806		764		750		735		702	

### 《主な取組・確保策》

現在は3年生までを対象に実施しており、4年生以上の世帯の利用ニーズを把握し、受入れ体制、実施方策を検討し、平成27年度から高学年の放課後児童クラブを実施します。受入れにあたっては、余裕教室や既存施設の利活用や施設の新設により、確保に努めます。

また、放課後子ども総合プランへの対応として、放課後子ども教室との連携を図るとともに、現在、小学校15校中4校で実施している放課後子ども教室について、計画最終年度（平成31年度）には、小学校全校での実施に向けた取組を推進します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 《現状》

本事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に擁する費用又は行事への参加に擁する費用等を助成します。

### 《主な取組・確保策》

現在の制度では、生活保護世帯のみに、給食費（副食材料費含）、教材費及び行事費等の実費徴収に係る補足給付を行う事業となっていますが、今後、範囲の拡大なども含め、実施に向け取り組みます。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 《現状》

本事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

### 《主な取組・確保策》

新規参入施設への巡回支援等の実施を検討していきます。また、障がい児を受け入れている認定こども園等への特別支援教育・保育経費の助成についても実施に向け取り組みます。

## 6 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

### (1) 認定こども園等の普及に係る基本的考え方

就学前児童の教育・保育の場として、公立の教育・保育施設のあり方については、今後の子どもの推計人数、教育・保育機能の確保状況などを踏まえながら、保育園・幼稚園・認定こども園などの普及に努めます。

### (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、地域の子育て支援の役割及びその推進方策を示し実施していきます。

### (3) 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者又は参入意向のある者への情報提供や必要な支援を行い連携を図っていきます。

### (4) 認定こども園等と小学校との連携

幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な連携（幼保小連携）の推進については、これまでも双方向で人事交流や合同研修、授業参観などを行ってきました。教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めることや、定期的・継続的に関係者の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、教員の交流事業などを通じて、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携を図っていきます。

## 7 計画の推進

### (1) 計画の推進状況の点検・公表

各施策の推進状況については、全庁的な体制のもと、実施状況を把握し、点検を行うとともに、事業の優先度を調整し、今後の取組に生かしていきます。

各施策の推進状況に関する点検状況を、子ども・子育て会議をはじめ市民に対し、市の広報紙等を活用して公表し周知します。

### (2) 市民への意識啓発の推進

子ども・子育て支援は、市民が総力をあげて取り組むべき大きな課題であるため、様々な広報活動や生涯学習などの学習機会を通じて、市民への意識啓発を推進します。

子ども・子育て支援事業に関して、集中的、計画的な取組を、効果的・効率的に推進するため、機能的な組織の編成について検討します。



---

# 資 料

---

## 1 白河市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 26 日 条例第 6 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条において「法」という。)

第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項各号の事務を処理するため、白河市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



## 2 子ども・子育て会議委員名簿

	委員名	団 体 等	備 考	
			役 職	区 分
1	石原 義久	白河地区経営者協会（事務局長）		事業主代表
2	春日 浩保	日本労働組合総連合会福島県連合会 白河地区連合（議長）		労働者代表
3	鈴木 順子	社会福祉法人 白河社会福祉協議会 白河保育園（園長）		子育て従事者
4	萩川 正子	白河市民生児童委員連絡協議会 （主任児童委員）		保健福祉関係者
5	藤田 伊都子	学校法人専念寺 西保育園（園長）		子育て従事者
6	佐藤 文代	白河市保健福祉部健康増進課 （課長補佐兼母子保健係長）		保健福祉関係者
7	鈴木 信正	白河市放課後子どもプラン運営委員会 （運営委員長）	会長	有識者
8	岡田 恵子	白河市第一児童館 チャイルド児童クラブ（指導員）		子育て従事者
9	大谷 浩男	学校法人専念寺 こどもの園保育園保護者会（代表）		保護者
10	樋口 葉子	NPO法人しらかわ市民活動支援会 （副理事長）	副会長	子育て従事者
11	藤田 華子	学校法人 藤田幼児教育学園 丘の上幼稚園（園長）		子育て従事者
12	原 隆	白河市立白河第四小学校（校長）		有識者
13	萩川 勉	白河市立白河第四小学校 保護者会（副会長）		保護者
14	諸橋 和典	学校法人 藤田幼児教育学園 丘の上幼稚園保護者会（会長）		保護者
15	川島 綾子	白河市家庭児童相談室（相談員）		保健福祉関係者

【任期:平成 26 年5月 27 日～平成 28 年3月 31 日】

### 3 計画の策定経過

開催年月日	検討内容
平成 26 年 2 月 19 日	辞令交付式 平成 25 年度第 1 回白河市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会 <b>【議題】</b> ① 市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会実施要綱説明 ② 子ども・子育て新制度の概要説明 ③ アンケート調査の実施・調査票の説明 ④ 計画策定スケジュール、市の子育て支援の現状等の説明
平成 26 年 2 月～3 月	事業計画策定に係る「ニーズ調査」（白河市 子ども・子育てしやすい環境づくりを進めるためのアンケート）の実施
平成 26 年 3 月 27 日	平成 25 年度第 2 回白河市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会 <b>【議題】</b> ① 市子ども・子育て会議の設置説明、当該会議条例の説明 ② ニーズ調査結果報告（速報版） ③ 市子ども・子育て会議委員への就任（移行）依頼説明
平成 26 年 5 月 27 日	辞令交付式 平成 26 年度第 1 回白河市子ども・子育て会議 <b>【議題】</b> （※市子ども・子育て会議条例制定報告…再） ① 教育・保育提供区域設定について ② 各年度別需要量の見込み（保育園・幼稚園・児童クラブ等） ③ 子ども・子育て支援法に基づく条例・規則等で定める基準 ④ 保護者アンケート(ニーズ調査)の結果説明
平成 26 年 8 月 11 日	平成 26 年度第 2 回白河市子ども・子育て会議 <b>【議題】</b> ① 子ども・子育て支援事業計画構成案 ② 子ども・子育て支援事業計画骨子案 ③ 関係条例・例規・制度変更の概要（保育園・幼稚園・児童クラブ・家庭的保育関係）
平成 26 年 10 月 30 日	平成 26 年度第 3 回白河市子ども・子育て会議 <b>【議題】</b> ① 子ども・子育て支援サービスの見込み量と供給確保について ② 計画書のタイトル案の検討 ③ 計画の基本的な考え方について
平成 26 年 12 月 22 日	平成 26 年度第 4 回白河市子ども・子育て会議 <b>【議題】</b> ① 子ども・子育て支援事業計画骨子案 第 5 章 基本施策について

開催年月日	検討内容
平成 27 年 2 月 25 日	平成 26 年度第 5 回白河市子ども・子育て会議 <b>【議題】</b> ① 計画全体素案の検討 ② パブリックコメント関係案
平成 27 年 3 月 4 日 ～ 3 月 17 日	パブリックコメント（意見公募）実施 （意見提出人数 12 人、意見提出件数 61 件）
平成 27 年 3 月 26 日	平成 26 年度第 6 回白河市子ども・子育て会議 <b>【議題】</b> ① 白河市子ども・子育て計画（案）について パブリックコメント実施結果について ② 保育園、認定こども園、新制度に移る幼稚園の利用定員について ③ 平成 27 年度の子ども子育て会議について



## 白河市子ども・子育て計画

〔 白河市子ども・子育て支援事業計画  
白河市次世代育成支援行動計画 〕

発行：白河市

編集：白河市教育委員会 こども課

〒961-8602 白河市八幡小路7番地1

電話 0248-22-1111

FAX 0248-23-1255